

平成30年 網走市議会
平成30年度予算等審査特別委員会会議録
第6号 平成30年3月19日(月曜日)

○日時 平成30年3月19日
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員(15名)

委員 長	金 兵 智 則
副委員 長	井 戸 達 也
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	栗 田 政 男
	近 藤 憲 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	立 崎 聡 一
	永 本 浩 子
	平 賀 貴 幸
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	山 田 庫 司 郎
	渡 部 眞 美

○欠席委員(0名)

○委員外議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	水 谷 洋 一
副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
市民環境部長	鈴 木 直 人
健康福祉部長	岩 原 敏 男
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	後 藤 利 博
観光商工部観光参事監	二 宮 直 輝
建設港湾部長	石 川 裕 将
水道部長	佐々木 浩 司
農林水産部次長	脇 本 美 三
企画調整課長	秋 葉 孝 博
総務防災課長	岩 尾 弘 敏
財政課長	林 幸 一

戸籍保険課	江 口 優 一
介護福祉課長	桶 屋 盛 樹
港湾課長	山 本 規 与 思
営業経営課長	野 呂 俊 広
営業経営課参事	佐々木 修 司
上水道課長	吉 田 憲 弘
下水道課長	中 村 昭 彦

教 育 長	三 島 正 昭
学校教育部長	田 口 桂
社会教育部長	猪 股 淳 一

○事務局職員

事務局 長	大 島 昌 之
事務局 次 長	細 川 英 司
総務議事係長	高 畑 公 朋
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹
係	金 川 由 樹

午前10時00分 開議

○金兵智則委員長 おはようございます。
本日の出席委員は15名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは、早速、本日の日程であります特別会計及び企業会計に関する細部質疑に入ります。

なお、関連であります議案第14号についてもあわせて質疑をいただきます。

質問者、挙手願います。

小田部委員。

○小田部照委員 おはようございます。

早速質問に入らせていただきます。

水道事業会計についてお伺いいたします。

網走の水は大変おいしいと高く評価されていますが、この事業の役割は、安心安全な水を少しでも安価に市民にお届けするのが使命だと思います。網走の水道施設は昭和29年に開設し、64年もの長きにわたり使用されてきたものと聞いております。特に藻琴山水源から網走まで水を送る本管は、耐用年数も過ぎ老朽化が進み事故の原因となつてき

たとも聞いております。しかし、市民生活やその活動に可能な限り迷惑をかけないで安価な水を提供するために、これまでいろいろな検討、協議を重ね、結果として補修、補強体制で維持されてきたものであり、関係者の努力に心から敬意をあらわしたいと思います。

そこで伺います。最近の漏水や断水などによる事故発生の状況と、その推移についてお伺いいたします。

○吉田憲弘上水道課長 導水管の漏水事故による断水は、平成22年の2月、平成25年の2月に発生しております。ともに第1、第3水源系の口径450ミリの導水管の溶接部の破断が原因となっております。市内の約6割に当たる1万1,600世帯が断水しました。以後、平成26年に小規模な漏水1件が発生しておりますが、ここ3年間においては漏水は発生しておりません。

○小田部照委員 理解いたしました。

以前は、故障や事故が起きても、なかなかその原因や場所の特定に時間がかかってしまい、結果的に断水になってしまうということも多かったと聞いていますが、最近は施設の補修や流量計などの設置により、断水に至るケースが大変少なくなってきたものと聞いております。この効果や要因について御説明いただきたいと思っております。

○吉田憲弘上水道課長 常設型流量計は、平成24年、25年度に、豊郷、中園、稲富、東藻琴に設置しております。現在は、水源池から浄水場までの約32キロを流量計で五つの区間ごとに流量の変化を監視しております。これにより、漏水事故の発見から復旧までの時間を大幅に短縮できると考えております。平成26年の漏水については、少量の流量変化を感知し、早期に漏水箇所の特定ができております。

○小田部照委員 非常に効果があるということで認識いたしました。

近年、これらに関する技術や資材も大変よくなって、より安心して水利用ができることは大変ありがたいことだと思います。故障や事故はいつ、どんな形で起きるかわかりません。緊急を要するものだけに、日ごろから協力していただく業界や、現場でお仕事に当たられている方々たちとは常に意思疎通を図り、円滑にこれに対応されているとは思いますが、どのような認識なのかお伺いいたします。

○吉田憲弘上水道課長 いつ発生するかわからない漏水事故に対しては、復旧作業に当たる人的確保が必要不可欠となっております。このことから、市内の建設クラブや管工事事業協同組合からの協力はもとより、年2回の導水管の点検を実施している建設業者さんや、休日を含め、漏水対応に当たる設備業者、さらに鋼管の溶接を施工する鉄工業者など、日ごろからの連携を密にして、非常時においても円滑に対応できるよう意思の疎通を図っているところであります。

○小田部照委員 理解いたしました。

冒頭申し上げましたとおり、この施設は補修して維持しようとするものだけに、補修が必要な場所の調査やその量も把握されているとは思いますが、この内容と対策、今後の見通しについてお伺いいたします。

○吉田憲弘上水道課長 毎年行っています導水管の点検は、目視ができる仕切り弁や空気弁、廃泥弁と、地形の経年変化により管が露出している箇所の調査を行っております。近年の大雨等により、露出部分が拡大していることもあり、計画的に防護工事を実施しております。今年度は、中園地区と稲富地区において防護工事を予定することにしております。また、昨年度から、ここでもし漏水があったらというケースを想定して、作業復旧の手順等を検討しております。今後、この検討数をふやしていき、さまざまなケースに対応できるようにしたいと考えております。

○小田部照委員 わかりました。

水道管の老朽化は、布設されている場所によっても異なるものだと思います。また、維持管理上、道路に沿った布設がえ、圃場などへの影響も十分配慮されてきたとは思いますが、この評価と現在の進捗状況を伺います。

○吉田憲弘上水道課長 平成25年、26年度において行った導水管の布設がえ工事により、懸案となっていました早期発見困難区間、早期修繕困難区間の布設がえが完了しております。第1水源系は河川敷地から公道敷地へ、第2水源系は芝桜公園内から公道敷地へ布設がえを行ったことにより、今までと比べ、今後の点検調査、維持管理が大変容易になりました。今後は、平成32年度より更新工事を行う予定であります。

○小田部照委員 わかりました。膨大な量だと思いますので、計画的に実施するというところで、理

解いたしました。

これまで本管について伺いましたが、この水道施設は、今の方策でこの先何年ぐらい延命するとお考えなのか伺います。

○吉田憲弘上水道課長 第1水源系、第2水源系、ともに導水管については法定耐用年数の40年は経過しております。平成22年の導水管の健全度調査において、溶接部に溶け込み不足等の特殊要因がなければ、今後20年以上の残存耐力と強度があるとの結果を得ております。導水管の撤去工事での管の調査においては、内面の摩耗や腐蝕等は見受けられず、管圧も保たれているのを確認しております。これも大変良好な水質のおかげだと考えております。何年ぐらいという、非常に難しい御質問ではありますが、導水管の点検を継続し、適切な防護工事を行うことにより、延命化を図りつつ、今後行う更新工事を確実に推進していきたいと考えております。

○小田部照委員 理解いたしました。

網走市の水道は企業会計ですので、利用料金によって賄われていると思いますが、市民に安心して利用いただくには、経営内容が健全でなければいけません。これまでも市民負担の適切さを一番大切に料金の改定を行ってきたものとは思いますが、現在のバランスと料金のあり方、今後の見通しについてお尋ねいたします。

○野呂俊広営業経営課長 水道事業については、安心安全な水を24時間供給するというのを絶対の要件としまして、でき得る限り低廉な水を提供するということが水道事業者の使命だと考えてございます。現行の料金体系は平成26年5月に改定し、経営の安定化を図ったところでございますが、現在の料金体系については、当面、現状のままと考えているところでございます。

○小田部照委員 当面、料金の改定はないということで安心いたしました。皆様のこれまでの努力を高く評価いたしまして、私の質問を終わります。

○金兵智則委員長 次、永本委員。

○永本浩子委員 それでは、私のほうからは介護保険の関係についてお聞きしたいと思います。

予算書の196ページ、最初に訪問型サービスの中の買い物支援サービス事業についてお聞きしたいと思います。

まず、この事業は去年からスタートした事業だと思いますけれども、事業の内容からお願いしま

す。

○桶屋盛樹介護福祉課長 買い物支援サービスでございますけれども、虚弱な高齢者、チェックリストで事業の提供が必要と判断された高齢者、そして、要支援者を対象に買い物を提供するサービスとなっております。

○永本浩子委員 今、虚弱な高齢者とプラス要支援者ということで、たしか去年のスタートのときに、介護保険の点数を買い物に使ってしまうと、かなり時間もかかるので、ほかのいろいろなサービスが受けられなくなるケースがあるので、そういったことを、介護保険の点数を使わずに、このサービスを使ってもらえることによって、より要支援者に対してはサービス内容が充実するということと、引きこもりがちな虚弱な高齢者に対しても、そういった買い物サービスをすることでコミュニケーションが少しとれるということも目的にあったかと思えますけれども、このサービスを受けるに当たっては、料金というのは幾らぐらいになっているのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 このサービスのメリットといたしましては、対象者が事業対象者、または要支援相当と判断された事業対象者となりますので、訪問介護において、時間を要する買い物支援を別枠にすることで、身体介護や生活援助、こういったヘルパーさんのサービスの充実が図られるといったことを考慮して創設したサービスでございます。

利用者負担ですけれども、事業費単価1時間1,000円ですので、その1割負担として100円をいただいております。

○永本浩子委員 100円でやっていただけると本当に安価な値段で、私も去年スタートしたときに、こういった制度ができたことに大変期待をしていたのですが、現実の昨年の利用状況というのはどういうふうになっていたのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 事業対象者、そして要支援者のケアマネジメントを担う地域包括支援センターと協議をいたしまして、当初、予算上は15名ほど利用を見込んでいたのですが、現在の利用者は2名ということになっております。

○永本浩子委員 2名ということで、ちょっと人数的には大変残念な結果になってしまったわけですが、その原因はどういったところにあるとお考えでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 これは地域包括支援センターに確認をしたところ、やはりケアマネジャーですとかヘルパーですとか、なかなか複数の方が居宅に入ってくるというようなことを余り好まない利用者もおられるというようなことでもございました。今後、虚弱な高齢者も含めて、周知をしながら、利用者拡大をしてまいりたいというふうに思っていますけれども、事業対象者と要支援者に対するサービスというようなことで、29年度はケアマネジメントを担当する地域包括支援センターとの連携により利用周知に努めたのですが、なかなか利用に至らなかったというのが現状でもございました。

○永本浩子委員 そしてまた、去年は72万円の予算で、平成30年度は若干ですけれども、76万8,000円に増額になっていますけれども、この増額の理由というのはどういったところにあるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 実績としてはなかなか利用者確保できなかった事業なのですが、今後、利用の増が見込まれるといったことで、平成29年度は15名、平成30年度につきましては月平均16名の利用を見込んで積算しておりますので、その部分で若干予算がふえている状況でございます。

○永本浩子委員 制度としては、私はとてもいい制度だと思いますし、これから高齢者もどんどんふえてくる時代になりますので、こういったところの制度を皆さんが活用していただければ本当にいいのではないかなと思っているのですけれども、去年2名だったところから、ことし16名に一気にふやすというのは、なかなか並大抵ではないかなと思います、正直なところ。

そして、今は地域包括支援センターからの声かけがほとんどの周知の窓口というところになっていますけれども、やはり虚弱の高齢者というところの使用もできるということを考えると、利用可能な人たちに直接周知することも大事になってくのではないかなというふうに思うのですけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 高齢化の進展に伴いまして、今後、ひとり暮らしや、閉じこもりがちで買い物に困窮している虚弱な高齢者がふえてくるというふうに考えておりますので、周知に努めていきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 その周知の具体的なやり方とい

うことで、去年は地域包括支援センターがほとんどだったということで、それ以外の、地域包括支援センターが間に入らなくても、こういった利用ができるのだったら私もちょっと使ってみたいというような、利用条件に合った方からの直接の申請ができるような、そんな周知の仕方というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 30年度はパンフレットを更新する予定でございますので、その中に盛り込むこと、そして広報誌なども活用しながら周知に努めたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 パンフレットや広報誌ということで、いろいろな方の目に触れるという、御本人に直接ではなくても、その御家族などの目に触れるということもやはり大切だと思いますので、ぜひこの事業が軌道に乗っていくように、いろいろな角度から手を尽くしていただきたいと思います。

それでは次に、短期集中予防サービス事業についてお伺いしたいと思います。

こちら去年からの新しい事業だったと思えますけれども、事業の内容と去年の利用状況について教えてください。

○桶屋盛樹介護福祉課長 訪問型の短期集中予防サービスでございますけれども、閉じこもりがちな心身の状況にある高齢者を対象といたしまして、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といった専門職が居宅を訪問しまして、生活機能に関する課題を総合的に把握、評価するとともに、3カ月の期間で、社会参加を目的とした相談、指導、リハビリなどのサービスを提供する事業でございます。

この事業につきましては、今のところ、新しく創設した事業でございますけれども、利用者が確保できていないというような状況でございます。サービス提供を準備していた数件の事例があったのですが、地域包括支援センターがケアマネジメントをする中で、入院加療が必要との判断により、利用に至らなかったというようなことでもございます。

○永本浩子委員 これも本当にうまく軌道に乗ってくれば、元気な高齢者をつくっていただける事業になりますし、本当にこれから大事な内容だと私も思っているのですけれども、去年は利用者が全くいなかったという今のお答えだったと思います。この点に関しては、本当にこちらも181万円とい

う、専門職の方がかかわるので、結構こういった金額になるかと思えますけれども、この30年度の181万円というのはどういった内訳でこの予算がつけられたのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 専門職への報酬は、20分当たり3,000円というふうになってございます。おおよそ1時間のサービス提供を想定いたしまして予算は見込んでおりますけれども、平成29年度はサービス利用者はいないのですが、この事業も、委員おっしゃるとおり、今後利用者がふえてくる事業だというふうに考えておりますので、18人の利用を見込んで予算計上をさせていただきました。

○永本浩子委員 18人分ということで、181万円ということで、内訳的には了解いたしました。

こちらの事業も、やはり地域包括支援センターにかなり依存して、対象者を探してもらうというような形になるかと思うのですけれども、先ほどの買い物支援サービスもそうですけれども、本来の地域包括支援センターの仕事プラスこういったことというふうになったときに、地域包括支援センターのほうの負担感とか、そういったところはないのでしょうか。その辺はどうなっているのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 地域包括支援センターの事業内容はかなり多くなってございまして、平成29年度から介護予防・総合事業が始まって、相当数、今までの要支援者のケアマネジメントに加えて、総合事業の事業対象者のマネジメントもふえてきているので、相当な負担にはなっているというふうに思っておりますが、網走市の場合は、新たな事業、平成27年度から始まっている認知症施策ですとか、在宅医療・介護連携推進事業ですとか、さまざまな事業を見込んで、通常、国が示す基準よりも包括支援センターに1名ほど多く人員配置をしておりますので、その部分は今のところ問題ないのかなというふうに考えております。

○永本浩子委員 1名多く配置しているということと、そういったところで地域包括支援センターの方々や理解が進んでいけば、少しずつ軌道に乗ってくるかとは思いますが、一方、専門職の方の力も必要になってくるということで、こちらの専門職の方々の、この事業がだんだん軌道に乗っていったときの人手不足ということはないのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 この事業をやるに至っ

た経過として、委託先が北海道リハビリテーション専門職協会となっておりますけれども、網走市内の医療機関に勤めていらっしゃるリハビリ専門職の方が担い手となっていただいております。この事業を実施するに当たって、この方々の強い要望もあって、この事業の創設に至っているのですが、今のところその辺は心配はしていません。

○永本浩子委員 向こうから言っていただいているということで、大変ありがたいお話だと思います。あとは、今度はこの利用者をどう見つけてというか、そこを結びつけていくかというところが、やっぱり成功できるかどうかの大事なポイントかと思えますけれども、今後の取り組みということで、どのようにお考えでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 事業対象者が閉じこもりがちな方々を対象としております。閉じこもりがちな高齢者を掘り起こすというのは大変難しい作業だというふうに思っておりますけれども、現在、地域ごとの課題や社会資源を把握するとともに、多様な主体による定期的な情報共有や、連携強化の場となる協議体の設置を目的といたしまして、高齢者を支援する体制づくりを進める生活支援体制整備事業、これを進めているところでございます。今後、地域との情報交換の中で、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者を把握できる仕組み、これを構築して対象者の掘り起こしに努めたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 やはり地域からの情報というのがとても大事になってくるかと思えますので、例えば民生委員さんとか、そういった方たちにも、こんな事業を市は考えているので、もしそういった対象者がいるようでしたら、ぜひ御連絡いただきたいとか、ちょっと角度も変えた形で、こういった事業が周知されていくような工夫、努力というものも必要になるかと思えますので、私もこの事業、本当に成功していただきたいなと思っておりますので、平成30年度はまたもう一步、角度をふやした形での周知の努力をしていただきたいと思います。

次に、その下のいきいき教室移動支援事業ですが、これは結構長い事業になっているかと思えますけれども、事業の内容とこれまでの大まかな経緯を教えてくださいたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 いきいき教室事業でございますけれども、郊外地区の高齢者を対象とい

たしまして、地域のコミュニティセンターや集会施設などに介護職員を派遣する出張型のデイサービスで、介護予防に資するメニューを提供しております。

また、事業の特色といたしまして、地域にボランティア団体を設立していただいて、高齢者の送迎や介護ボランティア、また、地域における交流事業を担っていただいております。

○永本浩子委員 郊外地区を対象にということで、現在、何カ所ぐらいこの支援事業を行っているのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 現在、週5回実施をしております、そのうちの週2回が西網走のコミュニティセンター、1回が能取の会館、1回が北浜の消防詰所、そしてもう1回が浦士別の研修センターで実施をしております。

○永本浩子委員 合計4カ所で、週5回ということでやっていらっしゃるということで、利用状況なのですが、この事業がスタートした時点と現在とで、利用状況はどのように変化しているのかちょっと教えていただきたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 利用状況でございますけれども、平成28年度の実績で、24名の方が御利用されております。この事業は平成13年度から始めた事業でございます、一番多かったときで40名程度だったというふうに記憶をしております。

○永本浩子委員 最初、40名ぐらいでスタートして、平成28年で24名ということは、半減とまではいかないですが、かなり利用者さんは減っているという状況かと思っておりますけれども、この状況をどのようにお考えでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護保険制度が始まった当初、サービスを提供する事業者が少なく、さらに、地理的な問題からサービスの利用が制限される地域、これが郊外地区になりますけれども、このような地域から通所事業の取り組みについて要望があったため、それであればこちらから地域に出向きましょうというようなことで始めた事業でございます。ここ最近では、介護基盤もしっかり整備されてきましたので、郊外地区も送迎の範囲内ということになって、介護保険サービスのほうに移行している方がふえているのが要因というふうに考えております。

○永本浩子委員 私も介護に携わっている友達がいるので、結構遠くまで行っているという話をや

はり聞いていまして、それで、のり面が崩壊したときに、車がそこまで行けなくて困ったという話も以前聞いていましたので、現実、本当にいろいろな介護事業主さんのところからも、そういったところまで行くようになってるのが現状なのだと思うのですが、ボランティアさんの力を借りながら、4カ所、24名の方たちに対してこの事業を行っているわけなのですが、このボランティア体制というのは今も維持されているのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 今現在も、各開催場所への送迎をボランティアさんが担っているような状況で、登録としては130名から140名ぐらいのボランティアが登録をしております。

○永本浩子委員 かなり大人数の登録者がいるということで、ちょっと驚きましたけれども、こういった方たちが交代で移動に関してはやっていたというところでよろしかったのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 地域ごとにボランティアさんがローテーションを組んで利用者の送迎に当たっているといったことでございます。

○永本浩子委員 わかりました。

4カ所で、現在24名の御利用ということで、単純に割ると1カ所6名ぐらいの利用ということになるかと思っておりますけれども、今後の取り組みとしては、この事業のあり方はこのままの形態でやっていくというふうにお考えなのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護保険サービスの基盤の整備が進みまして、郊外地区でも施設におけるサービスの利用者が増加傾向にございます。当該事業の利用者は減少傾向にあります、今後、郊外地区における高齢者の介護予防、そして、社会資源であるボランティア活動の継続、こういったことを踏まえまして、方法はいろいろあるかとは思いますが、実態を踏まえながら継続していきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 いろいろな角度からも検証しながら、よく見ながらやっていって、これから高齢者もまたふえてくる時代ではありますので、郊外地区の方々が喜んでいただける内容の事業として行っていっていただければいいかなと思っておりますけれども、ある面、やはり検証しながらということも必要かと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

最後に、200ページの在宅医療・介護連携推進事業についてお聞きしたいと思います。

ことは84万1,000円という予算がついておりますけれども、去年は18万1,000円ということで、増額になっているわけですが、この事業の内容と予算増額の理由についてお聞きしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護保険法の改正に伴いまして、地域支援事業における包括的支援事業に新たに加えられた必須事業となります。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で暮らせるよう、在宅における医療と介護を一体的に提供する体制づくりを目的とした事業でございます。国は、この事業の実施に当たり、八つの項目を示しております、その中の地域住民への普及啓発といった部分がございます、ことしの予算の増につきましては、その部分に取り組むために、パンフレットなどを作成したいというふうに考えてございます。

○永本浩子委員 パンフレット作成のためということで、そのパンフレットの使い方というのはどうなるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 国が示す地域住民への普及啓発といったことでございますので、市民に配布するような形で考えております。

○永本浩子委員 市民の皆様には配布するパンフレットということで、どんな配布方法を考えていらっしゃるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 この在宅医療・介護連携というような趣旨でございますので、医療機関や介護施設、コミュニティセンターですとかエコーセンターなどの公共の場所、こういったところに備えつきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

在宅医療・介護連携推進事業ということで、私も薬剤師という立場で、結構多職種連携のセミナーやいろいろな会合に出させていただきながら、今まで医療で担ってきた部分を、今度、地域で見るための専門職としてスムーズにそういったことを移行して、支えていけるようにということでやっていく事業かと思っておりますけれども、今後の見通しとしてはどのような事業の持っていく方を考えていらっしゃるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 現在、医師を初め専門職で構成する在宅医療・介護連携推進協議会を立

ち上げております。国が示す8事業、これは基本として、その中で網走市の実態を踏まえた事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 今、そういう専門職の方たちが集まりながら、自分たちの専門職の立場からの、もっとうまいふうにするとうまくいくのではないかなど、そういったことをワークショップ形式でいろいろ話し合ったり、発表し合ったりというのを結構やっているのですが、私も時々出ていて、そこで出ているこういったことが広がると本当にいいのではないかなというようにも結構あるので、そういった意見を集約して、それを現実の場に生かしていくというのはどこが担っていくようになっているのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 この事業につきましては、平成27年度から取り組んでおりまして、その中で薬剤師とケアマネージャーの合同研修会であったり、リハビリ専門職協会とケアマネージャーの合同研修会であったり、いろいろな専門職同士の意見交換を今進めているところでございます。

最終的には、さまざまな専門職が集まって、大きな研修会も実施しようというように今年度考えておりますけれども、やはり在宅医療・介護連携推進協議会、この中で、こういった実績を踏まえながら意見交換をして、そして専門職と協議をしながら、事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 なかなか大変な事業だと思いますけれども、例えば薬剤師とヘルパーさんたちとの意見交換会に私も出させていただいて、そこに出席した薬剤師やヘルパーさんたちというのは、そのときのいろいろな話し合いで意見交換ができて、こういったこともできるのだということがわかるのですが、例えばそこに参加していなかった人とか、テーブルが違っていると、当然出てくる話もまた違ったりして、そのときにもやはり問題になったのが、薬の服用が本当に全然正しくできていないというところがあります。

私も直接かかわった方は本当にヘルパーさんが、幾ら朝、昼、晩のポケットの中に薬を入れて帰っても、次に来たら、同じところだけ減っていたり、私も1回分の薬をティッシュで包んで輪ゴムで縛ってあって、朝の薬なのか、昼の薬なのか、夜の薬なのかも全くわからないような状態のところ

に行かせていただいたこともあったりして、こういう服用の仕方だと、本当にその方の状態というのは絶対よくなるわけもなく、かえって副作用のほうが強く出てしまうのではないかなど心配になったりしました。

それで、ヘルパーさんが一番困っているのは、何カ所かの病院からもらった薬がばらばらで、それを本当はどこかで一包化してもらいたいのだけれども、そういうのができるのかというのわからなかった。そしてまた、薬剤師の中には、今それが余り点数的には高くないけれども、できることになったということを知らない薬剤師さんもいたりということで、こういった現場に即した、それがわかっているならば、もしかしてこういったときにはこの薬局に行って一包化してもらえれば、その後の服薬状況がよくなるのだとか、そう思ってヘルパーさんが言っても、それができるというのを知らない薬剤師が対応すると、処方元が違ったりところの一包化はできませんと断られてしまったりということもやっぱりあるのかなということで、少しでも在宅介護がうまくできるようにするための、そういったいい意見や必要な知識というのを何らかの形で伝えていく努力というのが今後なされていくと、意見交換会を持った意義も、参加した人、しない人にかかわらず、いい形で反映されていくのではないかなと思います。

平成30年度はパンフレットということで今回の予算がついていますが、これからこういった事業を進めていく中で、せっかくやった意見交換会をいかに効果的に浸透させていくかというところにも留意しながら運営をしていただきたいと思いますので、この点はいかがでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 これまで専門職の合同研修会を実施してきておりますけれども、こういった結果報告につきましては、市のほうでまとめて関係者に郵送するような形もっておりますので、できるだけ出た課題、こういったものは共有するようなことで進めておりますので、今後も委員の御指摘のあったことも踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。

○永本浩子委員 ぜひよろしく願いいたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○金兵智則委員長 次、田島委員。

○田島央一委員 結政の会の田島央一でございます。

す。

順次、質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、水道事業に関連して質問してまいりますが、水道施設の整備についてですが、導水管と配水管の布設がえの状況についてまずお伺いしていきたいと思えます。

○吉田憲弘上水道課長 導水管についてであります。現在、導水管の更新率は47.4%であり、今後、平成32年度より更新工事を行う予定であります。配水管については、毎年約1億5,000万円前後の事業費にて2,000メートル前後の布設、布設がえ工事を実施しております。平成30年度については、延長1,758メートルの整備を予定しております。

○田島央一委員 承知をしました。

それを踏まえてですけれども、水道料金への影響について認識をお伺いしたいと思います。

○野呂俊広営業経営課長 先ほど御説明ありましたとおり、導水管の布設がえについては、起債残高が減少していく平成32年度以降に実施しようと考えてございます。当然、次期の料金改定の際には、その費用について計上し料金を算定することとなります。ただ、各年の整備事業量、ポリウム、それから整備期間については、現在、整備後における起債償還費用、それから減価償却費の偏りなどに配慮し、どのように事業量を配分していくかということを経験しながら決めていきたいと考えていますことから、次期料金改定の実施時期、改定率については、現在、それらの状況に加えて、営業収支の状況を見ながら検討を進めている状況です。

給水人口の減少ですとか、工事費の計上に伴って、収支の均衡を図るために、いずれかは料金改定することは避けられない状況でございますが、具体的な時期と改定率については、現時点では申し上げられない状況でございます。現行の料金体系については、当面、現状のままと考えているところでございます。いずれにいたしましても、急激な料金の上昇を招くことがないよう検討していきたいというふうに考えてございます。

○田島央一委員 当面は現状維持ということで、先ほど他の委員にも答弁ありましたとおりなので、理解をいたしました。

もう1点、ちょっと確認したいことがありまして、昨年、水道法の改正に伴って民営化が可能と

いう形で、特にコンセッション方式というのが導入されるということで、水道施設は自治体が持って、運営権を民間事業者にわたすような形での民営化ということが可能になったかと思うのですが、その辺の、民営化が可能という形にはなっていますが、民営化をしないという方向なのか、その辺の確認を1点したいのですが、網走市の所見をお伺いしたいと思います。

○野呂俊広営業経営課長 水道事業の民営化に関する御質問でございますけれども、まず、これらに関する国の動向でございますけれども、水道法の改正法案については、先般、3月9日に閣議決定されたところでございます。目的につきましては、水道基盤の強化を図ることとされてございます。その中の項目の一つに、官民連携の推進として、厚生労働省の許可を得た上で、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを推進するとされているところでございます。いわゆるこれがコンセッション方式というものでございます。網走市では、現在のところ、このような仕組みを導入する予定はございません。今後、民営化すること自体、まだ研究段階にも至っていないというような状況でございます。

○田島央一委員 承知をしました。

民営化しないということを確認できたので、安心した部分もあります。

もう一つ、特に民営化も含めて、効率的に施設整備をしていく部分も理解するのですが、郊外地区においては、現状、まだ井戸水を使っているようなところも多くあります。網走市はおいしい水だということでPRもしている部分がありますが、一方、郊外地区に行けば、その水道を享受していない地区も多くあります。

その中で、特に近年、台風が連続して上陸したり、大雨の影響によって、井戸水の水質変化が相当あるということを地域の皆さんからよくお聞きするのですが、その辺の現状認識について市の見解をお伺いしたいと思います。

○吉田憲弘上水道課長 飲用井戸の管理につきましては、水質などの衛生管理を含めて、利用される井戸の設置者において適切に管理していただいているところでございます。また、市で把握しております浄水器を設置していない飲用井戸の利用者に対して、3年に1度、定例的な水質検査を行い、水質の把握には努めておりますけれども、大

雨や台風のと看などの際は、一時的に水質が変化する可能性はありますので、今後、民間の検査機関に水質検査の依頼等を促す啓発を行っていききたいと思ひます。

○田島央一委員 啓発を推進していくということで、地域の方から言われているのは、そういう台風の災害だとか大雨の後に井戸水が使えない状況が何日も続いて、やはり洗濯するだとか、女性の方から御不満が出ている、そういう方が多くいらっしゃるなど感じております。場所によっては、鉄分が多くて、洗濯を何回やっても、白いものが黄ばんでくるのが早かったりだとか、そういう状況も耳にしますので、本当は上水道の整備がしっかり行き届いていれば非常にいいのになど感じる場所が多くあります。

そこで、次の質問に移らせていただきますが、多元的な水源確保という考え方に伴って、例えば今、藻琴のほうからも水源があったり、簡易水道という形で、網走市以外から水道管を引っ張ってきて、水道を布設しているという形になっているとは思うのですが、それ以外に、新たな水源を確保していくという形で、例えば卯原内に農業用のダムがありますけれども、それを用途変更して、飲用に使えるような形での変更をしていくということも考え方の一つにはあるのかなと思ひますが、その辺について課題だとか認識だとかも含めて、水道部の考えをお聞かせいただければと思ひます。

○吉田憲弘上水道課長 卯原内ダムを飲料水の水源として利用できるかということについては、もともとは農業用水であることなどの課題があります。まず、ダムの水を飲料水の原水とする場合、原水の分類では地表水になります。深井戸や湧水などの地下水であれば、ろ過されて一定の水質が保たれていまして、浄水設備は簡易なものとなります。ただ、水質が一定していない地表水を原水とする場合は、しっかりとした浄水設備が必要でして、さらに、水質の変化に応じて運転管理をしなくてははいけないと、そういうこともございまして、このことから考慮しますと、浄水設備や配水管の整備の建設コストや、その後の維持管理に要するランニングコストを考えると、費用対効果の面からなかなか難しいのではないかと考えております。

○田島央一委員 ランニングコストも含めて、多

分、給水人口としてはそんなに多いものではないですから、あわせて、布設する延長距離がかなりある、仮にやるとすればそういうふうになるので、課題は相当あるとは思いますが、やはり多元的な水源の確保ということを念頭に、もう少しいろいろ検討してもいいのかなと私は思っています。これは昨年、農林水産部のほうにも質問をさせていただいて、農業用のダムの用途変更はないのかということで、現時点では考えはないということで答弁をいただいておりますが、将来的なことも考えて、いろいろな選択肢を持っていてもいいのかなと私は思っていますので、行政の側としても、そこを念頭に置いていただければなと思っています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

能取漁港の整備特別会計についてお伺いしたいと思っております。

平成29年度の売却実績と、平成30年度の見直しについてお伺いしたいと思っております。

○脇本美三農林水産部次長 能取漁港整備特別会計についての御質問でございます。

平成29年度の土地の売却実績でございますが、5月の臨時議会と12月の定例会で財産処分の方針をいただいたところでありまして、この議決をいただいた案件2件と、議決案件とはならない案件が1件ございまして、全体で3件、6万443平方メートル、1億6,345万6,000円の売却実績となっております。

また、30年度の土地売却の見込みでございますが、現在のところ、売却することが決定している方はありませんが、購入に当たっての御相談を受けているなど、そういった引き合いが3件、現在ございます。新年度において購入いただけるよう取り組みたいと思っております。

○田島央一委員 状況については理解をいたしました。

累積赤字のほうも相当圧縮もされてきて、状況としては一般会計に組み入れるということも検討する時期に入っているのではないかと考えますが、その点についての見解、所見をお伺いしたいと思います。

○脇本美三農林水産部次長 委員御指摘のとおり、近年、売却が進んでおりまして、累積赤字もかなり縮小されてきております。今後、この特別会計のあり方ですとか方向性につきましては、さまざま

解決すべき課題がございますので、全庁的な検討が必要であるというふうに考えております。

○田島央一委員 まだ全庁的な課題ということで、特別会計にかかわる部分で、各部にわたっているのだなということは理解いたしました。本当に昔は能取漁港の印象というのは負の遺産というイメージがやっぱりありましたけれども、それが年々改善をしてきて、特に近年で言えば、バイオマス発電所の整備によって、土地のほうの売却がかなり進んだということもありますし、自分自身もいろいろな御相談を受けて、札幌に本社のある企業さんも居抜きで物件を探したいということで御相談を受けて、能取漁港の中の物件を御紹介したのですが、場所的に折り合いがつかなくて、結局は市内の別の場所で事業展開をするということで、企業さんのほうも事業を進めていくということで落ちついたこともありました。我々も、議会の決裁を得ないものであっても、しっかりこういった企業誘致に向けていろいろな手立てをしていかなければならないのかなと思っています。また、そういう際には、行政と連携しながらその辺を進めていきたいと思っております。特別会計の改善が今後進められるよう、私どももしっかり取り組まなければいけないなと思っております。

以上で質問を終わります。

○金兵智則委員長 ここで、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

○金兵智則委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

川原田委員。

○川原田英世委員 私のほうからは、まず網走港のほうで質問させていただきたいというふうに思います。

まず、昨年の実績からお伺いしたいと思います。

○山本規与思港湾課長 平成29年度の土地売却の実績についてでございますが、現時点で土地の売却実績はございません。しかしながら、収入額といたしましては、以前に契約した分の分割納入分がございまして、約611万9,000円の収入がございまして、

○川原田英世委員 わかりました。分割納入分ということだったのですね。

それで今後というところなのですが、30年度の見込み、それと同時に仮に今の土地が順当に売れていった場合、どのような形になるのかお伺いします。

○山本規与思港湾課長 今のところ平成30年度に御購入いただくことが決まっている方はございませんけれども、昨年から交渉を進めております漁業者を中心に、数件の問い合わせ、相談はございます。また、再生可能エネルギー関連の企業からの問い合わせ等もございますので、新年度に向けて購入いただけるよう引き続き取り組みをしてまいりたいと考えております。

また、仮に今後、売却可能地が全部売れた場合ということの御質問でございますけれども、仮に売却可能な面積11万9,021平米全部が大面積特例の40%減額した金額で売却した場合の金額は約13億4,970万円ほどになります。29年度決算見込みの繰上充用金の見込額は11億7,825万円の見込みでございますので、仮に売却可能地が全部売れた場合には、赤字が解消されるという状況になってございます。

○川原田英世委員 わかりました。

既に、実績はなかなかついてこないけれども、問い合わせはあるということで、それを進めていただきたいというふうに思います。30年度は今のところまだというところですが、ここでやっぱり考えていってほしいのが、港ということで、漁業者が活用しているというところです。

これまでは観光客等も来られる施設もあったのですが、残念ながらいろいろな理由で事業者側の負担等もたくさんあったというふうに伺っています。

そういった中で、活用は今はされていないというところで、食のまち網走という形で観光のほうでは訴えて取り組んでいますから、そこで一番重要なキーワードは、やっぱりストーリー性だというふうに思うのです。となると、やはり水揚げされる、その裾野、その場所、そしてそこから最終的には飲食店につながるまでのストーリーがしっかりあって、初めてわかると思います。そういったところを見るから、逆によりおいしく感じるということもありますし、そのストーリーがわかることによって、SNS等で発信もあって、網走の付加価値が高まっていくのだというふうに思いますので、いろいろ問い合わせはあるというふうに

聞きましたけれども、そういったキーワードをぜひほかの課とも連携をしながら絞って、取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

その中で、漁業関係以外というのが、再生可能エネルギー関連の企業から問い合わせがあるというふうに今お伺いしたところですが、土地の活用方法として、再生可能エネルギーというのは対象になっているのでしょうか。

○山本規与思港湾課長 工場自体の建設も可能ですし、燃料の保管用地としても可能でございます。

○川原田英世委員 わかりました。

ただ、ほかの用地も可能だというところですが、やっぱり漁業が行われている場所でもありますし、環境への配慮は十分に行った上で、ぜひそういったところも配慮した検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険のほうで質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、歳入について若干触れさせていただきたいのですが、昨年度の予算から収納率が、若干ですが、コンマ7ポイント上がっているというところで、この要因等についてお伺いします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 予算上の収納率でありますけれども、昨年は98%で見えておりましたが、30年度は98.7%としております。要因でございますけれども、実績に基づく収納率は平成28年度が98.8%、そして平成29年度も平成28年度並みの収納が見込めるといったことで、98.7%とさせていただいております。

収納率が向上している要因、これは年金から引き去る特別徴収、この割合がふえているものというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

実績にそらえてというところと、そういった背景というのはわかりました。

ここで、次に質問させていただきたいのが、介護保険料の負担について、いろいろと考えていかなくはならないところに来ているのだなというふうに思います。介護保険制度立ち上げ当初から議論されていたのが、やはり負担の部分がどの程度が適正なのかというところで、5,000円の壁というところが多く議論をされて、ここまで来たというところで、今になってみれば、ほとんどの自治体で5,000円を超えているという状況です。報道では、大阪のほうでは8,000円というような形

で、かなり市民の負担が大きくなってきたという中で、払いたくないという声もやはり多く出てきているというのも実態であります。

そういった中で、ちょっと今後の見通しをお伺いしたいのですが、今年度は基金を活用して、若干、市民の負担を抑えることができたというところですが、基金も今後なかなか難しい状況にあるという中で、どのようなお考えでいるのかをお伺いします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 第7期におきましては、平成29年度末で基金残高は1億7,000万円ほど見込まれるのですが、そのうちの基金1億1,000万円を投入して、介護保険料の基準月額を5,298円に設定いたしますけれども、基金投入前と比較しますと281円の抑制というふうになってございます。残りの基金は今6,000万円ぐらい残る予定ですが、それも第8期の保険料に投入をして抑制を図る。

そうすると、9期以降の介護保険料が丸々、今の負担割合は公費が50%、保険料50%というふうなことになるのですが、その給付費の50%分が第2号被保険者、第1号被保険者の負担というふうなことになりますので、基金を投入できないと、丸々というか、その割り勘分がもろにかかってくるというふうな状況でございます。

これはやはり高齢化の推移に伴いまして、年々介護給付費の増加が見込まれますので、第8期以降、こういった介護保険料の抑制を図るために、市としては、やはり介護予防事業の推進、そして重度化の防止を図りながら抑制に努めていきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

サービスの全体的な計画があって、その上でどの程度の負担がというところになってくるのだと思いますけれども、近隣含めて道内ではどのような状況にあるのか、平均と一番高いところ、安いところと言ってもあれですけども、ちょっと状況を把握できるような他市の事例がありましたらお伺いしたいのですが。

○桶屋盛樹介護福祉課長 全道35市の介護保険料、これは途中経過ですので、まだ保険者は明らかにできませんが、全道35市で一番高いところが6,600円、一番低いところで4,300円、網走市につきましては5,298円というようなことで、35市の中段に位置をしております。

それと、先ほど委員からもお話ありましたけれども、全国の状況、これは全ての保険者の数値ではないのですが、過日、新聞でも報道されていましたが、都道府県所在地と政令指定都市の52市の調査では、65%が月額6,000円を越す見込みといったことで、平均月額も6,192円というふうになっております。このうち最も高いのは大阪市の7,927円、最も低いのは宇都宮市の5,281円、こういった状況でございます。

○川原田英世委員 他市の状況を聞くと驚く内容だなというふうに思います。その中で、網走市は、基金という考えはなくても、他市と比べれば適正と言ったらおかしいのですけれども、抑えられている状況にもあるのかなというふうには思いますが、ここはどういった額が本当に適正なのかというのは、やっぱりこれは議論をしていかななくてはならないことだと思います。

今後、どのようなサービスの計画があるのか、そして、サービスの利用者が、人口ビジョンとも照らし合わせながら、どのようにふえていくのか、これは計画を今つくっている段階であるというふうに思いますけれども、そういった中で、市民の負担が果たしてどの額が適正なのか、ほかの市のケースも余り高額になって、本当に払えませんよなどという事例も出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、今お考えとして、どの範囲が適正なのか、そういったことを考えているものがありましたらお伺いします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 第7期の介護保険料につきましては、高齢化による要介護認定者の推移に伴う介護給付費などの増加、介護報酬のプラス改定、施設整備に伴う給付費の増加、さらに消費税増税分の勘案や、1号被保険者の負担割合の変更などにより上昇することとなります。

適正な介護保険料でありますけれども、市町村ごとにサービスの基盤が違いますので、一概にどの程度が適正であるか、判断は難しいところでありまして、居室や施設などのサービスを待機なく提供する体制を整えた場合、介護給付費等の費用は介護保険料に反映し、大きく上昇することとなりますし、サービスを抑制すれば介護保険料は安くなりますけれども、サービスを受けられない、使いたくても使えないといった介護難民の出現にもつながるというふうに考えております。高齢者人口や要介護認定者の推移を見据えるのと

もに、市町村の実情に応じたサービス量を見込み、積算した介護保険料が適正なのだろうなどというように考えております。

○川原田英世委員 そのとおりなわけですがけれども、そういった中で、やはりこれは国にもしっかり求めていくということがまず一つ大事だというふうに思いますし、どの額が基準であるのか、どの額が上限であるのかということもはっきり定めなくては行けない。それと同時にサービスが上がって行って、サービスを提供する、これは地域の新しい産業にもつながっていく、雇用にもつながっていくという観点から、いろいろな目線での議論が必要になってくるのですけれども、網走市としては、やはりこの程度の市民負担をいただいて、さらにサービスをこうしていきたいというので、しっかりと求めていかなくては行けないということもあると思います。ここは国全体の議論にもなってきますのであれですけれども、市としてもしっかりと国に求めていくという姿勢を持っていただきたいというふうに思います。

次に、198ページの高齢者ふれあい支援事業について伺います。

近年、始まってから大分状況は変わってきたというふうに伺っているところでもありますけれども、そのエリア、エリアでも大分内容が異なっていて、現状、どのようになっているのかというのが、場所、場所ではばらばらで、把握しきれていない、利用者の方たちはそれをどのように把握して、自分の好きなところに行っているのかかわからないのですけれども、原課としてはそういった状況はどのように把握しているのかお伺いします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 高齢者ふれあいの家につきましては、現在、13カ所が開設されております。利用の内容につきましては、ボランティアさんの創意工夫というような部分にお任せしているので、これはやはり行政がそのサービス内容に介入してしまうと、同じような内容になってしまっておもしろ味がない。できるだけ利用者さんにはいろいろなところに足を運んでいただいて、介護予防、そしてボランティアさんですとか利用者さんとの交流を深めていただきたいというような事業として推進をしております。

どういったものがどこで実施されているかというようなことは、利用者さんの、特にここで何をしていますよというような周知はしていないもの

ですから、利用者さんの口コミですとか、そういった部分でそういう情報が拡大しているものだというふうに考えております。

○川原田英世委員 各地域でふれあいの家という、こういった事業が行われていて、聞くところでは、ボランティアさんも集まらなくなってきた、利用者も集まらなくなってきたというようなパターンが聞かれたり、逆にボランティアは少ないのだけれども利用者はどんどんふえていっているというパターンも伺ったりというところで、うまくいっている、いっていないところの情報共有というのをある程度原課で取りまとめて、こういうふうにしたらどうですかというような形で、もちろん自由にやっていただくのはベースなのですが、こういったパターンもありますよというのを共有していく必要もあるのだと思いますが、そういった取り組みについては何かお考えありますでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 高齢者ふれあいの家につきましては、平成12年から取り組んでいる事業でございます。もともと余りボランティアさん同士の意見交換会というものはしてこなかった経過がございます。これは、そういうことをすることで情報交換をしてしまうと、皆さん同じような内容になってしまうのではないかとというようなところを踏まえて、あえてしてこなかったのが現状でございます。しかしながら、今、委員御指摘のとおり、ボランティアの高齢化、こういったことが今問題になってきて、継続も危ぶまれるようなふれあいの家も出てきているのが現状であります。

今後、今、大曲地区に生活支援体制整備事業で第2層の協議体をつくって、高齢者部会、ボランティア団体さんもその構成としていろいろ活動されていて、実際にボランティアさんもふえたり、利用者もふえたりといったことが出てきておりますので、今後、ボランティアさん同士の意見交換会、これはボランティアの育成、後継者の育成、そういった部分を踏まえた意見交換、そして地域ごとの課題ですとか、そういったものを把握しながら継続していきたい。このふれあいの家のボランティアさんにつきましては、やはり地域の社会資源でありますし、高齢化、それも介護予防につながっているという見方もございますので、何とか継続していきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

ボランティアの方たちが活躍していただける、ボランティアの方たちも今言ったように高齢化してきているという問題もあり、利用者の方たちはもちろんかなり高齢化されている方たちが参加しているという状況にもある。それがいろいろ活動していただけるということで、介護予防につながっているというのは、重要な観点でありますので、そこがボランティアの方たちが参加しやすい形、そして、若い人たちもボランティアに参加できるようになっていただきたいというふうに思うのです。

続けていけばいくほど、ボランティアの方同士でのグループが形成されて、新しい人が入りにくくなってしまおうというような側面もあります。そういったところに風穴をあけると言ったら変ですけども、そういったところも踏まえて、いろいろな取り組みの内容をぜひ検討していただきたいと思います。

ボランティアのポイントというのもいろいろと声が上がっていましたが、そういったところも含めて、今後、ボランティア活動がさらに盛んになるように取り組みを進めていただきたいと思うのですが、そこで、何か今後研究していきたいとか、取り組みを進めていきたいというようなことがありましたら伺いたいのですが。

○桶屋盛樹介護福祉課長 やはり課題となっているのは、ボランティアの高齢化、そして、ボランティアの育成というようなことになろうかと思えますので、なかなか今の実施方法だと限界も見えてくるというふうなこともございますので、先進地で取り組まれているさまざまな事例、こういったものを参考にしながら、運営方法を研究していきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

先進地の事例、各自治体もいろいろ取り組みをされているということですので、ぜひ研究をいただいて、このボランティアの方たちが活動しやすい、そして集まってくる取り組みをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 次、平賀委員。

○平賀貴幸委員 結政の会の平賀貴幸でございます。

私からは、介護保険特別会計について何点か伺ってきたいと思います。

最初に、第7期介護保険計画についてお伺いしたいと思います。

先日、水谷市長に対して答申がなされたというふうに伺っております。最初に、その答申の内容はどんなものだったのか見解を伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 計画策定に当たりましては、保健、医療、福祉関係団体等と被保険者代表1名を含めた18名による計画策定委員会を設置して協議をしてまいりました。昨年4月27日の第1回開催から、全4回の策定委員会を開催し、過日、意見書を受理したところでございます。

意見書の内容でございますが、介護保険料の負担軽減と負担能力に応じた段階設定、市町村特別給付の継続と介護保険事業基金の活用、低所得者対策の継続、認知症対策の推進、地域包括ケアシステムの推進、介護従事者の確保、そして、計画等の市民周知といった内容でございます。

○平賀貴幸委員 介護人材の確保というのが入ってくるというのは、これは新たな方向感だというふうに思いますが、その答申を受けて、市長のコメントがメディアのほうに書かれておりましたけれども、高齢者は頭打ちになりつつあるというふうなことがございました。私の認識では、全国では2040年ごろまで高齢者の総数はふえ続けるということです。網走市の場合は、それよりも何年かは早く頭打ちになるのかなという認識でおりますけれども、実際のところはどのような認識でいらっしゃるのか見解を伺いたいと思います。

○水谷洋一市長 報道の高齢者の頭打ちの話だと思いますが、数字をごらんいただくと、1990年、平成2年は網走市の高齢者は4,900名でした。5年ごとずつ刻みを見ますと、1,000名を超える方が高齢者になっております。95年で5,120名、2000年で7,320名、毎年1,200名ずつふえていきまして、団塊の世代の2015年のときが1,355人ふえて1万587名になっております。

その後、2025年の数字を見ますと、前回の5年前と比べると85名ふえるという予想になっております。要するに、過去ずっと1,000名を超える伸びが、団塊の世代が高齢者になった後は、その伸びがほとんどなだらかになっているというのが現状でありますので、今までの伸び率が頭を打って平行していくと。

今、2040年の話がありましたけれども、多分、

平賀委員は団塊ジュニアだと思うのですが、団塊ジュニアが高齢者の65歳になるのが2040年なのです。そのときにまたぐっと上がるということでありますから、当面は、今、2018年でありますけれども、そうしたトレンドの中で、第7期の施設整備を行い、在宅介護のあり方をどうするのか、そして、2040年は2040年で、また20年後の話ですから、そこはそういう団塊ジュニアが出てきたときにまたどうするかということは、3年ごとの期でローリングしていく話なのだろうと思いますけれども、意味合いとしてはそういうことでもありますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○平賀貴幸委員 ただいまの答弁で、伸び率の問題の頭打ちというところで、急激な伸びということは頭打ちになるのだということは認識を共有できたというふうに思います。ペースとしては、私が先ほど申し上げたとおりのペースで、まだまだ高齢者の数はふえていくと。今、市長からの答弁にも、2025年という話が出たところです。

先ほどの川原田委員の質疑から、2期、新年度からのきつとその次の期で基金が底をつくということも改めてわかったところですから、2025年に向けての課題をどうするかということが一番大きいところだと思います。川原田委員の質問の続きになるのかもしれませんが、そうすると、本来はどこまでの金額で抑えるのかという目標の設定も、今後の計画は必要なのかなという感覚がございますけれども、その辺で何か所見をお持ちでしたら見解を伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 第7期計画につきましては、計画期間の3年間、これは30年から32年になりますけれども、その期間に加え、団塊の世代が75歳に達する平成37年を見据えた高齢者人口、要介護認定者、サービス利用者、介護給付費を推計しております。

高齢者人口でありますけれども、平成30年2月末の実績と計画推計値の比較になりますけれども、平成32年は316人増の1万1,352人、平成37年は402人増の1万1,438人と推計されております。高齢化率は、平成32年は1.1%増の31.7%、平成37年は2.8%増の33.4%と推計されます。

要介護認定者でありますけれども、平成30年2月末の実績と計画推計値の比較になりますけれども、平成32年は186人増の1,963人、平成37年は244人増の2,021人と推計されます。

サービス利用者は、要介護認定者の推移に伴い増加しますけれども、利用率はこれまでどおりおおよそ8割程度が見込まれます。

介護給付費であります。在宅、居住系、施設になりますけれども、これは地域支援事業は除いておりますけれども、介護給付費は、平成29年度の推計値と計画推計値との比較になりますけれども、平成32年は2億5,107万2,000円の増で29億4,197万7,000円、平成37年は5億1,782万3,000円増の32億872万8,000円というふうに推計をしております。

増加の要因でありますけれども、高齢者人口の推移に伴う要介護認定者の増加、介護報酬のプラス改定、施設整備などが上げられるところがございます。やはりこの中で大きく介護保険料に反映するのは、施設整備というようなことになりますけれども、この部分、やはり高齢者人口の推移を見ながら、つくり過ぎは最終的に法人を苦しめることにもなりますので、そういった部分をしっかり見込みながら計画を策定していきたい、保険料も設定していきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 詳しく答弁いただきました。

まさに今、答弁があったとおり、バランスが非常に難しい時代にこれから突入するのだというふうに思います。2040年をめどに高齢者人口の比率は高まりますけれども、数は減っていくということで、網走市はそれが数年、多分早く始まるのだと思います。そうすると、いわゆる入所施設だとかグループホームなどの整備については、必要な整備は進めるのだけれども、一方で抑制的な部分も必要になって、コントロールが非常に難しいのだというふうに思います。

その部分をどうやって予算の中で実現していくかということ、しかも基金が底をついた状態でそれをやるということですから、自己負担の問題も含めて、相当難しい舵取りに今後なってくるということがわかることだというふうに思います。

だからこそ、元気な高齢者の方がふえていって、介護保険を使わない方の割合が高まるのが、予算自体の抑制につながって、安定的な介護保険財政をつくっていくことになるのだということが改めてわかったところでもありますけれども、この点で、答申の内容、あるいは計画のほうではどのようなことを検討していらっしゃるのか見解を伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 計画策定に当たっては、この答申の内容を踏まえた計画策定としております。

それで、今、委員のほうからもお話ありましたが、第8期計画においては、1号被保険者に対する重度化防止の目標数値も設けまして、できるだけ元気な高齢者を確保しようというような取り組みも、これも既存の介護予防事業の継続、そして在宅、施設、そういった事業者と数値目標を共有することで進むものだというふうに考えておりますので、そのあたりの重度化防止には努めていきたい、そう考えております。

○平賀貴幸委員 もう1点、検討しなければいけないことに、在宅支援体制の強化が私はあるのだろうかというふうに思います。これは従来からさまざま議論を続けてきたところなのですが、国はこの方向感を強めながらも、施設のほうの整備に揺れ動くというような状態で、最終的に地域にその状況を持ってこようとしているというふうな制度の流れがあって、ここは批判を含めてさまざまな議論があるところだというふうには思いません。

しかしながら、現実を考えたときと、それから、実際にサービスを利用される家族と、それから当事者の思いの違いですとか、特に本当に当事者は何をしたいのかということ考えたときに、やはり在宅の整備をしなければいけないのだという国の方向感私は正しいのだろうというふうに思います。現在、国は在宅死まで国策として進めようという考え方を私は持っているのだろうなということ強く感じておりまして、そういったことも含めて、答申、あるいは計画の中では反映すべき時期に今来ているのだと思います。なかなかそれを今回の計画でというのは難しいのかなという意識も持っておりますけれども、しかし、方向感だけは必要だと思いますが、その辺についての見解はいかがでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護予防事業の推進、そして重度化防止の数値目標、その部分は今回、7期の計画に載せていますけれども、今、委員御指摘のあった内容につきましては、今回の計画には含まれていないところでございます。

しかしながら、給付費の抑制、そういったものを考えますと、やはり施設整備よりも在宅福祉を充実していくというようなことは大変重要なこと

だと思いますので、今、生活支援体制整備事業、地域ごとにそういった高齢者を支援する体制づくり、地域ボランティアも含めた高齢者支援、こういったものを考える時期に来ておりますので、そういった部分、しっかり推進していきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 状況が共有できたと思いますので、生活支援体制整備事業については後ほど質疑をさせていただきますが、個別の案件について伺いながら進めていきたいと思っております。

最初に、予算説明書の192ページになります。施設介護サービスの給付費が、今年度は増加することになっております。施設の整備が何かあるから増加するのだという予算だと思いますけれども、内容について御説明いただきたいと思っております。

○桶屋盛樹介護福祉課長 施設介護サービス費でございますけれども、今回、介護保険法の改正に伴いまして、介護医療院というものが創設されております。長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービスの計画に基づく療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設でございまして、市内1法人からの要望で、既存の医療療養型病床の一部をこの介護医療院に転換したいとの意向があり、それを盛り込んだ予算となりまして、事業費増というふうになってございます。

○平賀貴幸委員 介護病棟をそういった形に転換するというのは国の方針でも進められてきたことだというふうに理解しておりますし、そこが進むことは、私は基本的にはいいことだというふうに思いますので、評価したいと思います。どのぐらいの病床数がそちらのほうに移行する形になるのかということ伺いたしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護医療院に移行する病床は35でございます。

○平賀貴幸委員 そこが一定数移行するというところで、また新たな展開になると思っておりますけれども、現状、入院されている方がほとんどそこに移行することになるので、それほど実際にサービスの提供を受ける市民にとっての影響というのは、長期的には別として、短期的には余りないという捉え方でよろしいのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 経過を見ていきますと、市内の特別養護老人ホームと医療療養病床の行き

来というのは、現実ございます。そういったことを踏まえますと、一つの施設の中でしっかり、なれた施設で、なれたスタッフでということで移行ができることとなりますので、利用者、家族にとってはいい事業だというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 理解をさせていただきます。

次に、今回の予算には入っておりませんが、そろそろこの施設の中には、老朽化が激しくなってきたり、建てかえをしなければいけないようなものも出る時期に、介護保険制度の始まりから考えると、なり始めるのではないかなと思いますけれども、もちろんそういうことになると、また介護保険料への影響も出てくるので、なかなか容易ではないのですけれども、そんな状況が生じた場合については、網走市としてはどう対応していくのか所見を伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 施設整備やサービスの拡大、縮小につきましては、計画の策定にあわせて全ての事業者を対象に実施するサービス見込み量調査で把握をしております。事業者から要望があった場合、高齢者人口と要介護認定者の推移や施設待機状況などを踏まえながら、協議の上、規模ですとか可否を決定しているところでございます。老朽化に伴う施設の整備でありますけれども、旧耐震基準で整備された施設につきましては、国や北海道における補助の観点でも優先度が高いので、これらの補助金を活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 必要なそういった施設の整備についても、時期や状況を見ながら進めていただきたいと思いますし、地域とのさまざまな関係性も施設によってはあるので、そういったところとの情報交換や意識の共有を含めて、法人側ともうまく打ち合わせしながらそこは進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に移ります。

先ほど買い物支援サービスについて質問がございました。これ、今実施しているのは、どんな方がやっというのかということを知りたいと思いますが、まずどんな方が担い手として携わっているのか所見を伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 買い物支援サービスの担い手でございますけれども、現在はシルバー人材センターに委託をして実施しております。シル

バー人材センターの会員さんには、家事援助になれたヘルパーの有資格者が10名ほど在席していたこともあって、平成29年度から委託をしているところでございます。

○平賀貴幸委員 そうすると、現状ではシルバー人材センターさんですから、仕事としてかかわっていらっしゃるということだと思います。それでやってみて、実際には先ほどの答弁のとおり、2人でしたか、なかなか利用にならないということでありました。これについてどうするかというのは、生活支援体制整備事業の中でちょっと私、質問していきたいと思いますので、これについては確認をさせていただいて、後ほど改めてまとめて質問したいと思います。

次に、短期集中サービス事業ですけれども、先ほど訪問型についてやりとりがあったと思いますが、通所型のほうはありませんでしたので、通所型のほうを伺いますけれども、運動器の性能の向上のプログラムを実施するのだということになっております。予算については、こちらのほうは600万円ほど減額になっている予算になっておりますけれども、こちらのほうの内容と理由について伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 通所型サービス、短期集中予防サービス事業でございますけれども、予算が昨年度と比較すると58万9,000円、60万円程度の減というふうになってございますけれども、当該事業は、介護予防把握事業により、運動器の機能向上が必要と認められた高齢者を対象として、整骨院を活用した個別の筋力トレーニングを提供する事業となっております。

総合事業への移行に伴い、地域包括支援センターによるケアマネジメントが必要となりましたが、同一事業で実施をしている口腔機能の向上、この部分なのですが、食べかむクラブという事業なのですが、主に口の体操ですとか、歯磨きなどのセルフケアを指導する内容で、ケアマネジメントになじまないといったことで、30年度から介護予防教室等事業、これは一般介護予防事業になりますけれども、この部分を移行したことにより、予算減という形になってございます。

○平賀貴幸委員 そこは状況について理解させていただきましたので、次の質問に移らせていただきますが、在宅医療介護、200ページの関係の質問に移らせていただきます。

先ほども質疑があったところですが、今年度はパンフレットを作成して配布をするのだということでありましたけれども、パンフレットも大事で、それもやらなければいけないのですけれども、実際は体制がどうつくられているかということだと思いますけれども、意見交換ですとか研修会をやられているということでしたけれども、市としてはどんな方向感を持ってそれらをやられているのでしょうか。実施状況と、来年度の実施状況はどうなるのかについて伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 平成29年度におきましては、まず協議会、これは医師、歯科医師、ケアマネージャー、薬剤師、それと市の保健師、保健センターなどで構成する協議会を設立しております。

この協議体の意見等を踏まえまして事業を実施していくこととなりますけれども、この在宅医療・介護連携につきましては、地域包括ケアシステムの要素でもありますので、ここはしっかり進めていかなければならないというふうに考えておりまして、平成29年度におきましては3回ほど協議会をしましたのと、市民公開講座、それと、専門職向けの研修会、そしてリハビリ専門職協会、ケアマネージャーの合同研修、こういったものに取り組んだところでございます。

○平賀貴幸委員 それで、方向感なのですよ。どこに持っていかうとされて事業を実施されたのか、また、来年度は実施されるのか、そこを伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 事業の趣旨が、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の方々が住みなれた地域で暮らせるよう、在宅における医療と介護を一体的に提供する体制づくりというふうなことになっておりますので、これに向けて、国が示す8事業を推進するとともに、これに加えて、地域の実情に応じた医療・介護連携を進めていきたいというふうな方向感でおります。

○平賀貴幸委員 先ほどの介護保険計画の質問にも関連しますが、在宅でどう暮らし続けて、最終的にはそこで死を迎えられるという選択肢を得られるようにするにはどうするかということ、私はこの方向感に究極のところはなるのだというふうに思っております。しかも、よくいい話ばかり伝わっているのですけれども、実際はそんなことではなくて、大変な状況が実際には、在宅死

にはやはりある状況です。

そこには、医師を含めて医療関係者の努力ももちろんなのですけれども、大きな病院のバックアップもないと、実際は大変で、お医者さんが今度は休めなくなって、大変なことになるという状況もあるので、この地域で言えば厚生病院等の大きな病院がどうバックアップするかのかかわりも必要だと思います。そういった点では、お医者さん、医師会に入ってもらえるのもそうですけれども、大きな病院に入っていただくなど、大きな方向感をしっかり示しながら取り組むということが大変重要ではないかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょう。

○桶屋盛樹介護福祉課長 委員御指摘の点につきましては、協議会でも提案をさせていただいて、同じ方向感を持って、医師を初めさまざまな専門職が連携できる体制づくりに努めたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 できるだけふわっとした集まりにならないということが多分大事だと思いますので、ここはしっかりと方向感を持って進めていただきたいと思っております。

続いて、生活支援体制整備事業について伺いますけれども、大曲で今取り組まれている状況があります。来年度は予算が200万円ほど増額して、何カ所かに拡大するのだと思っておりますけれども、現在の実施状況や成果、あるいは課題、そして来年度はどのぐらい拡大をする考え方があるのか見解を伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 生活支援体制整備事業につきましては、今年度は大曲、新町、天都山を圏域とする西地区協議体を設立したところでございます。相当地域が努力をして、さまざまなことに取り組んで、コミュニティセンターに高齢者が集まったり、ふれあいの家もボランティアがふえたり、利用者がふえたりと成果を上げているところでございます。

予算増につきましては、第2層協議体の設置を進めるため、地域ごとの会議ですとかワークショップ、こういったものを実施して普及に努めたいというようなことで、204万円の増としております。

第2層協議体ですけれども、今の段階では大体15カ所ぐらい、郊外4カ所、市街地11カ所程度の協議体をつくりたいというようなことで考えてお

ります。小学校区ですとか、コミセン圏域ですとか、町内会、老人クラブ、そういった社会資源の圏域を参考にしながら、大体15カ所ぐらいを設立したいというようなことで考えておりましたが、関係者には、平成29年度に相当周知をしてみましたが、やはり市民の理解、こういったものが必要でありますので、今週の日曜日には市民向けフォーラムを実施しますし、午後からは郊外地区を対象としたワークショップなども開催する予定でございますので、そういった部分で市民周知を深めていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 理解させていただきましたが、ここでいろいろな取り組みを進めていくことによって、地域のさまざまな課題、先ほどの議論の課題を含めて解決につなげていくのだというふうに思っております。

そうすると、地域によっては、先ほど出てきた買い物をどうするのだという問題が当然出てくるのだと私は思いますし、郊外ですから、公共交通をどうするのだという話もここに出てくるはずで。大曲は余りそういう話はなかったのかもしれませんが、確実に出てくるだろうと思いますし、子育て支援など、多岐にわたるのだと思います。

そうすると、介護保険の分野の対応をはるかに超える課題になるのですけれども、その辺、そうなったときには、網走市としては部課を超えて横断的な対応をされるという考え方をお持ちなのか伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 確かに地域に協議体を設立して意見交換をしていく中で、さまざまな課題、社会資源などが把握できるというふうに考えております。それは介護にとどまらず、さまざまな部署の関係も出てくるとは思いますけれども、その事業を進める中で、やはり関係部署でそういった情報は共有していきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 実際、その中でいろいろ決まって、これをやろうとなったときの予算が全て介護保険で賄えるはずもないのだというふうに思いますし、介護保険で賄うことは適切ではないものも当然出てくるのだというふうに思います。そこはぜひそういった意識を持ちながらやっていただきたいのですけれども、例えば先ほどのふれあいの家の質問がありましたが、ふれあいの家のボラン

ティアや事業の整備をどうするのだということも、多分、この中に私は組み込まれるのだろうと思っています。恐らく買い物支援サービスも、今はシルバー人材センターさんに委託していますが、恐らくこの中でやったほうがいいのではないかという話も当然出てくるのだと思います。

そうすると、課題として出てくるのは、ふれあいの家はボランティアとしてやっていますからないのですけれども、買い物支援サービスは仕事としてやられているのですね。そこが一つのネックになってくるのだろうと思います。

これは制度のつくり込み方を少し変える必要が私はあると思っています、現状でも、いわゆるいつも来ているヘルパーさんに頼むと、介護保険のサービスでは実施できるので、そちらのほうの枠を使ってしまうという課題があるという話がありますが、地域によっては、この買い物支援サービスはボランティアのメニューとしてやっていて、これもその団体さんの方針にもよりますが、エプロンを外して、ここからはボランティアでやりますという団体もたくさん全国にはあります。

そういったことも含めて、地域の方にやってほしいということももちろん出てくるでしょうし、究極には、買い物を代行してほしい人が、誰に頼みたいのかということによって、頼む先を自分で選べるようにしなければ、なかなか人数はふえないということだと思っております。

そういった面を含めて、買い物支援サービスに生活支援体制整備事業を使いながら、来年度は難しいですけれども、それ以降に向けて、制度の見直しを図っていくことが必要ではないかと思っておりますけれども見解を伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 買い物支援サービスにつきましては、今、シルバー人材センターに委託をしておりますけれども、シルバー人材センターもなかなか会員が集まらないというような現状もございますし、先ほど10名程度のスタッフが対応しているというふうなこともあって、サービス提供を全市を対象とした場合に、やはり限界が見えてくるというふうなこともございますので、委員御指摘のとおり、生活支援体制整備事業を進める中で、地域の社会資源、そういったものを把握しながら、ボランティアなのか、それともその協議体を構成する民間事業者なのか、それは地域ごと

に相違するとは思いますが、そういった方向性で事業の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 それぞれの地域でどういう形をつくっていくのか、多分、違いが出てくると思いますので、そういうことになるのだと思います。できれば、いわゆる第2層の協議体にはコーディネーターを配置して行って、その方を中心に進めることが、地域の人材の状況からいって望ましいのでしょうか、なかなかその予算の確保も容易ではないだろうというふうに思っているところでは。

そうすると、例えば函館市で今、暮らしのサポーターの養成講座を積み重ねていらっしゃるやいまして、第2層のコーディネーターの役割を、結局は暮らしのサポーターの方々が担いながら、実際の買い物支援ですとか、ふれあいの家のサービスですとか、さまざまなことを、今まで地域でやっていたけれども難しくなってきた部分のサポートや、さらなるかかわりの増加を含めて取り組んでいかれるのだらうと思いますが、そういった事業も、来年度は難しいかもしれませんけれども、取り組んでいく方向性を持つ必要があると思いますけれども見解を伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 国が示しているのは、コーディネーターにつきましては1層にも2層にもというようなことを示しておりますけれども、生活支援コーディネーターにつきましては相当の専門性を必要とするといった点、そして今、委員御指摘のとおり、予算的にも相当な金額になってしまうというふうなこともございますので、当初、この生活支援体制整備事業を実施するに当たり、生活コーディネーターではなくて、地域支援者といった形で、第1層のコーディネーターと第2層をつなぐ役割を担う人の配置を考えていたのですが、やはりそういった部分でも専門性が必要というふうに考えております。

そういった意味で、ある程度の研修などは必要だというふうに考えておりますので、生活支援介護サポーターというような事業だったと思うのですが、そういった部分も先進地の事例を見ながら研究していきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員長 平賀委員の質疑の途中ですが、ここで昼食のため休憩にいたします。

再開は午後1時とします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○金兵智則委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

平賀委員の質疑を続行します。

平賀委員。

○平賀貴幸委員 それでは、質疑を続けさせていただきます。

午前中、お昼前の質疑では、生活支援体制整備事業について種々議論をさせていただきました。

この点について最後の点の質問になるかと思いますが、先ほど申し上げたとおり、地域によつてですけれども、買い物の支援ですとか公共交通のあり方、それは地域の中の交通と外に向けての交通、多分、両方出てくるのだというふうに思いますけれども、そういった面も含めて、他課にわたるような事業なり予算が必要になる、あるいは考え方が必要になるようなものが出てくるのだということになります。

先ほどの答弁では、第2層のコーディネーターの配置はなかなか難しいということで、今後、いろいろな形で検討するというようになってきますけれども、大曲の、今、一つの事例ですら、かなり原課の職員の皆さんの活躍はめざましかったのではないかなというふうに思うのですけれども、15カ所になったときに、同じようにめざましい活躍をすると、現在の体制で大丈夫なのだろうかと思うところがありますが、事業の遂行に当たって、マンパワーも含めて体制は十分な状況にあるのかどうか伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 生活支援体制整備事業の実施に当たりましては、社会福祉協議会に委託をして実施をしているところでございます。社会福祉協議会も地域福祉を担うというような取り組みもございますので、社会福祉協議会と市と連携をしながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 それでもなお、分野が専門になってくると、なかなか介護福祉課で担いきれないような内容が出てくることは避けられないだろうというふうに思っておりますが、その場合については、他課からの応援なり、実際にそういった会議や何かに出てきていただくなり、そういった柔軟な対応をしながら、何とか進めていけるという認識でよろしかったでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 地域と協議を進める中で、さまざまな課題等が出てくると思います。それは福祉部門のみならず、さまざまな課題も生じてくると思いますので、関係部署と情報を共有しながら進めていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 この事業が進んでいって、仮に大曲地区で今行われているような事業並みのものが、全地域の15カ所で、同質とは違っても規模として同じぐらいのものが行われるとすると、相当なマンパワーが必要になるだろうなというふうに思います。予算の中身ではその部分までは措置されていないので、ちょっと心配な面がこの事業にはありますが、いずれにしろ、全市的な事業にこれは将来的には否応なしになっていく事業だというふうに思います。

介護福祉課だけで担ってきたのがこれまでの介護保険の制度でしたけれども、この事業をきっかけに、全市的な体制の介護保険に実はなっていく事業でもあるのだというふうに私は思っておりますので、その辺のこともぜひ検討しながら事業の遂行には当たっていただきたいと思いますし、介護福祉課以外のところも意識を持って、この事業の遂行の話があったときには、適切な協力なりをしていただきたいということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきますが、認知症地域支援ケア向上事業について伺います。

この事業は、認知症の支援員の配置を行っていくことが基本で、それに伴う事業展開がされていたと思いますけれども、新年度の主要事業調書を見ますと、認知症カフェの開設により、地域における支援体制の強化というふうに記載がされております。この認知症カフェの実施形態及び実施主体はどんなところになるのか見解を伺いたしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 認知症カフェの関係でございますけれども、認知症カフェにつきましては、地域包括支援センターに1名ずつ配置している認知症地域支援推進員の役割にもオレンジプランの中では位置づけられておりますので、認知症地域支援推進員を中心に、行政、ボランティアがかかわって実施をしていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 実施体制は理解をさせていただ

きました。

市内で何カ所程度、どのぐらいの頻度で開設されることになる見込みなのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 30年度におきましては、特に場所を固定することなく移動型で月1回、人の集まる場所を選定して実施をしていきたいというふうに考えておきまして、エコーセンターですとか、スーパーですとか、そういった人が集まる場所を選定して行います。そして、2年目、3年目以降、この認知症カフェが定着してきましたら、地域ごとに固定した形で開催をできればというふうな方向性でおります。

○平賀貴幸委員 先々の報告を含めて、ここは理解させていただきました。

先ほど質疑させていただきました生活支援体制整備事業と、ここも密接に関連を将来的にはしてくるのだろうというふうに思いますので、必要な情報提供もしながらここは進めていただきたいというふうに思いますけれども、12カ所、市内各地でやるということですから、しっかりした広報と、それからボランティアの確保ですとか、実際にかかわりを持つ方にとってよりよい事業になることが望ましいと思いますので、まずは事業の展開についてしっかりと見守っていきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○金兵智則委員長 佐々木委員。

○佐々木玲子委員 私のほうからも、介護会計について何点か伺わせていただきます。

予算書196ページの高齢者等さわやか収集事業ですけれども、これは本当に今、非常にニーズに合っている事業だと思っておきますが、平成22年から始まりまして、ことしまでで約8年間、その間の今の状況をまずお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 さわやか収集事業の実績でございますけれども、平成22年から取り組みまして、当初、それほど多くなかった件数ですけれども、平成28年度の実績で98世帯が利用されまして、年間の訪問回数が6,049回というふうな形になってございます。

○佐々木玲子委員 予算を見ましても、始まった当初から見ますと、予算が相当増額しているということで、利用者が年々ふえてきたのかなというふうに私も見ておりました。

それで、今回質問した趣旨は、昨年から分別が

また生ごみ等変わりました、高齢の方など、例えば要支援だとか介護認定を受けた方たちは、いろいろな形でごみの出し方についても心配はないなと思っっているのですが、要支援までいかない高齢で一応は自立しているのですが、なかなか日常生活が細かいところまでできない。女性、男性というわけではありませんけれども、分別方法などに悩まれて、ごみを出さずに家の中にごみがふえてきている高齢の方も見受けられるなどということも当初聞いておりました。そういう方たちが、この高齢者さわやか収集事業は非常にマッチする事業だと思うのですが、どの辺まで行き届いていると思われているのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 今年度、ごみの分別収集が始まったことに伴いまして、昨年、ごみの分別収集を理解できないことで進行が懸念されるごみ屋敷化、これを事前に防止するため、民生委員との連携により、要介護認定者等を除く75歳以上の単身世帯、これは住民基本台帳上の世帯になりますけれども、この方々に訪問による声かけを行いまして、ごみ分別収集の理解を深めるとともに、生活状況の把握をさせていただいたところであります。調査対象とした単身世帯については、分別を理解するまでに時間がかかったですとか、身体状況等により生活支援が必要などの状況が一部見受けられましたが、特に問題のある事例はなかったというふうに判断をしております。

また、委員が先ほど意見を述べられましたが、要介護認定者については、現状、ヘルパーがごみ分別を担っているというふうなことがございますので、今回の予算増は利用者の増加も含めて分別支援を追加した内容でございますけれども、元気な高齢者と要介護認定者の狭間の方々を救おうという事業の趣旨でございます。

○佐々木玲子委員 まさに私もその狭間の部分の人たちが、本当にこれまでなかなか手当のしようがなかった部分が、このさわやか収集事業の中で分別支援も実施するというようになっておりましたので、今、どこまで把握されているかなという点で伺いましたところ、そのようなお話でしたので、またさらに、まだまだもしかするとなかなか見つけられないで困っている方もいるかもしれません。

その辺のところ、さらにことしの新年度の事業の中でしっかりと把握をされて、本当に網走の高

齢者の方は安心してごみの処理はできているというような方向で頑張っていたきたいと思います。

次に、200ページの認知症サポーター養成事業です。

これにつきましては、まず認知症のサポーター養成事業というのは、これまでさまざまな場面で講習会を設けられて、相当なサポーターがいるというふうに私も聞いてはいるのですが、今現在、何人いらっしゃるかお伺いいたします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 認知症サポーター養成事業でございますけれども、網走市では平成20年度から要請に取り組んでいるところでございます。ことし2月9日に開催した今年度最後の養成講座を含めて、これまで97回の開催実績がありまして、受講者は2,586人というふうになってございます。

○佐々木玲子委員 20年からということで、ちょうど29年、10年目ということで、2,586名といったら相当な人数だと思います。やはり非常に関心が高く、受けられる方がいらっしゃるのだと思います。

私自身も、もう随分前ですけれども、まだ認知症に関しては認識がまだまだというときに、私も関心があって、札幌まで行って講義を受けてオレンジリングを私も取得したという記憶がありますけれども、本当に皆さんいろいろな形で、自分の身内だったり、親戚の方だったり、近所の方で心配な方がいて、どう対応したらいいのかなというのは皆さんきつと思っいらっしやる。それで、このサポーターの養成事業に参加されたのだらうと思います。

この2,586名の方たちがおのおの認識を持ったのはすごく大事なことだと思うのですが、先ほどオレンジプランの話も出ておりました認知症カフェについては、私も提案をさせていただいた一人ですけれども、このサポーターの方たちが、やはりこれから、オレンジプランにしても、その中のまた認知症カフェについても、すごくいい活動をしていただける一つの潜在的な人材ではないかなと思うのですけれども、これからサポーターの養成事業は養成するだけなのか、それとも何かこれからの方向性があるのかお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 国が示している認知症サポーター養成事業の趣旨でございますけれども、何か特別にするといったことではなくて、認知症を正しく理解し、地域において認知症やその家族

を温かく見守る応援者として養成を進めているものがございます。ですが、ここ数年の状況を見ますと、やはり認知症対応がふえてきているというふうなこともありますので、今後、認知症サポーターを受講された方々を対象にしたスキルアップ研修などを計画いたしまして、さまざまな場所で活躍してもらうような体制づくりも必要ですし、昨年からの認知症サポーターがいるお店登録という事業も始めておりますので、今現在、40事業所が登録をさせていただいて、その事業所に働いている認知症サポーターが地域の見守りを進めているというような、今、現状もございますので、あらゆる場面でこの認知症サポーターの活用も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木玲子委員 今初めて認知症サポーターのいるお店というのを伺いまして、本当にいい取り組みだなと思います。しっかりとこの養成事業、養成だけに終わらず今言ったように、いろいろな事業の充実を図っていただくことをぜひお願いしたいと思います。

最後になります。認知症の初期集中支援推進事業なのですが、これは29年度に始まったものと認識しておりますが、今、その内容と実績をちょっと伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 認知症初期集中支援推進事業でございますけれども、対応が難しい事例を複数の専門職が訪問、観察、評価し、認知症やその家族に対する初期支援を包括的、集中的に行うとともに、認知症高齢者の自立生活をサポートするのが役割となります。今年度は3事例にかかわりまして、1事例は医療機関への引き継ぎにより終了、1事例は在宅にて支援を継続中、1事例は入院中で支援が中断している状況にありますが、これまでのチームの対応としては、訪問による面談27回、関係機関との連携31回、チーム員会議6回といった実績がございます。

○佐々木玲子委員 非常にいい事業だと思ひまして、ちょっと伺わせていただきました。

この実績についての今のところの感想といひますか、この実績についての感想がありましたらちょっと伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 これまで認知症にかかわる相談、地域包括支援センター、市に対して、相当数の相談がございますけれども、ほとんどが

重度化して対応が難しいことが多かったのですが、この認知症地域支援チームが設立されまして、活動することによって、地域包括支援センターや市の負担も減って、より専門性の高い支援がされているというふうに認識をしております。

○佐々木玲子委員 私もやはりいろいろな支援が必要だと思われる方がうまくつながっていなかったり、地域の方もそれがわかっているのだけれども、なかなかプライバシーもあってできないとか、そういう部分でいうとこの初期集中支援がすごく有効かなと今伺ってさらに思いましたので、この事業もしっかりとことしもまた推進していただいて、また充実するような内容に向けて取り組んでいただきたいと思ひます。

私は以上で終わらせていただきます。

○金兵智則委員長 松浦委員。

○松浦敏司委員 それでは、まず最初に、市有財産特別会計について伺ひます。

まず最初に、平成29年度の調査件数と結果について伺ひます。

○林幸一財政課長 平成29年度の家屋の調査結果でございますが、10月に6件の家屋調査を実施しております。いわゆるエリアを設定してございまして、区域内が4件、隣接が2件でございます。調査結果でございますが、6件とも傾きの変化が生じておりませんことから、傾きについては落ちついているものと考えているところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、間もなく終わるわけですが、平成29年度の事業見込みと、これまでの事業総額について伺ひます。

○林幸一財政課長 平成29年度の状況でございますけれども、予定していた移転補償がなく、家屋の小修繕が14万円、家屋の傾き調査49万8,000円、不動産鑑定が12万1,000円で、合計75万9,000円の見込みとなっております。

まず初めに、家屋の傾きの調査についてでございますが、30年間という節目の期間を決めております。これによりまして、30年度は2件減りまして、4件の調査を予定しているところでございます。総事業費の総額につきましては、昭和59年から平成29年度見込みでの34年間の累計額は24億2,199万5,000円の見込みでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

当面、要観察地あるいは隣接地域は、今後とも

一定期間は監視する必要があると思うのですが、今後についてはどんなふうになるのか伺います。

○林幸一財政課長 本件に当たりましては、エリアを設定しているところでございます。区域内、隣接地域、潮見7丁目地区を設定いたしまして、それぞれの家の傾きによってランクづけをし、対応しているところでございます。一定のランクにあるものは、将来的になります、所有者の申し出により市で買い取るという方針がございまして、今後とも該当となる方の相談については引き続き対応してまいります。

○松浦敏司委員 その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、固定資産税の評価がえがありましたけれども、この評価がえによって、隣接地などについては、その影響は出ていないのでしょうか。

○林幸一財政課長 固定資産に関しましては、個人の資産にかかわることですので、金額については差し控えさせていただきますが、適正な価格設定がされているものと認識しております。

○松浦敏司委員 それはわかりました。

ただ、不動産屋さんなどに聞きますと、やはりできるだけその隣接地は評価は高くないというようなお話も伺ったことがあります。この潮見住宅団地の軟弱地盤の問題というのは、そもそもの始まりは、市が分譲した土地の一部において、本来、住宅地にはならない公園用地を、十分な調査もしないで埋め立てし、そして分譲したということにあります。その結果として、地盤沈下が起きて、移転しなければならない、あるいは改修しなければならないということになりました。

また、対象外の周辺の土地や建物の評価についても、先ほど言いましたけれども、不動産屋さんの評価も下がるというようなことも聞いております。いずれにしても、分譲地を購入して家を建てた市民は、市役所を信頼して、そして家を新築しました。しかし、それが数年後にはひびが入って、そこに住めなくなるという信じがたい状況となりました。そういう意味でも市の責任は重大だというふうに思ひます。この間、24億円を超える巨額の資金が投入されておりますけれども、しっかりとこれからも丁寧な対応が求められるというふうに思ひます。

次に移ります。

網走港整備特別会計についてであります。

まず最初に、歳入はどのようなものがあるのか、項目と金額について、わかる範囲で教えていただきたい。

○山本規与思港湾課長 港湾会計の歳入の項目についてでございますけれども、まず、用地の使用料、さらには上屋の使用料、船舶の給水に係る給水施設使用料、財産売払収入といたしまして土地売払収入、また、財産運用収入といたしまして借地料がございまして。

○松浦敏司委員 およその金額はわかりませんか。

○山本規与思港湾課長 29年度の見込みといたしまして、それぞれという形でございまして、用地使用料として約2,900万円、上屋使用料といたしまして約1,780万円、給水施設使用料としまして約160万円、貸地料といたしまして約1,690万円、土地売払収入でございまして、約610万円となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、網走港の港湾計画というのがありますけれども、昭和53年の当初計画の目標というのは、外貿で50万トン、内貿で1,700万トンで始まって、昭和63年に目標を外貿80万トン、内貿2,000万トンというふうに引き上げました。しかしその後、目標が高過ぎたせいか何度か下方修正をして、平成21年には外貿で20.6万トン、内貿で64.6万トンにまで計画を引き下げました。

そこで伺ひますが、平成29年度の計画に対する実績と利用率はどうなっているのか、また、29年度の直近の数字がわかれば示していただきたいと思ひます。

○山本規与思港湾課長 港湾計画に対する網走港の利用率という御質問ですが、平成29年の1月から12月の1年間におきまして、外国貿易、いわゆる外貿につきましては、計画量が20万6,000トンに対し8万8,000トン、計画に対しまして42.7%となっております。次に、国内流通、いわゆる内貿についてであります、計画量は64万6,000トンに対しまして29万7,000トン、45.9%となっております。

○松浦敏司委員 いずれにしても、計画からすると相当低いというふうになっております。大幅に下方修正した計画の半分にも満たない状況ということで、相当やはり問題があるのかなというふうにも思ひます。先ほど他の委員の質問で、売却はゼロということで、収入は分割払いの分が611万

円というようなお話もありました。

それで、重複しない部分で質問したいと思いますが、土地の購入の打診というのは今のところないが、昨年からの漁業者など数件問い合わせがあるということではありますが、新年度の目標というのがあれば伺いたいと思います。

○山本規与思港湾課長 今のところ平成30年度に御購入いただくことにお約束いただいた方はございませんけれども、先ほども申しあげましたように、漁業者を中心に相談数件がございます。また、企業による問い合わせもございますので、新年度に向けて、目標という数字的なものはございませんけれども、できるだけ早く成約を取りつきたいと考えております。

○松浦敏司委員 この会計はとにかく土地が売れないと会計が成り立たないという仕組みですから、これは土地を積極的に販売するということが大事だと思うし、先ほどの質疑の中でも、意外と制約がそんなに厳しくない、用途が比較的あるというような印象も受けましたので、そういう意味では、しっかり目標を持つということも大事だというふうに思います。

いずれにしても、当初のこの計画そのものが相当網走の規模からすると過大なものとなっていて、能取漁港で大変苦勞したわけですがけれども、この経験が十分生かされていないなというふうに私は印象として持っているところです。

次に移ります。

能取漁港整備特別会計についてであります。

これも他の委員が質問しておりました。3件売れて、6万443平米でしたか、金額1億6,345万円ということでありました。なかなかこれまで売れなかったのが、最近売れるようになったというのは、一つには、やはり福島での原発事故、これによってエネルギーのあり方がやはり問われてきたということで、再生可能エネルギーというのが注目を受けたのだというふうに思います。それがこの能取の土地売却に結びついているのだろうというふうに私なりに印象を持っているところです。

そこで、平成29年度の一般会計からの繰入額と、これまでの総額について伺います。

○脇本美三農林水産部次長 赤字の補填といいますが、資金不足収支率の維持を図るため、一般会計から繰り入れを行っているわけですが、現時点、平成29年度の予算額としては、5月の臨時会、12

月、3月、それぞれ補正をして、現在、予算額として1億1,341万9,000円の予算額になっております。

それから、過去の繰入金の推移でございますが、平成11年の地総債、経営健全化以降、25億2,490万円となっております。

○松浦敏司委員 いずれにしても、一般会計から相当こういう形で繰り入れているということです。そういう意味では、非常に市民の血税がここに使われているということである。

そこで、次に伺いますが、現在の未売却地の面積と全部売れたとした場合の金額と赤字額、今後の売却の見通しについて伺います。

○脇本美三農林水産部次長 まず、未売却の土地でございますが、現時点で7万6,394平方メートルでございます。これらの土地が全部売れた場合の収支がどうなるかということだと思っておりますが、基準単価3,500円ということで、この7万6,394平米、掛け算しますと2億6,737万9,000円となりまして、平成30年度予算で計上しております繰上充用金としての平成29年度の累積赤字額、これが2億5,098万7,000円となりますので、差し引きいたしますと1,639万2,000円の黒字となるという計算になります。

ただ実際には、売却する際には大面積の割引の適用がありまして、この2年間、土地が売れたということで、平成28年度と平成29年度に売却した土地の平米当たりの平均単価を用いますと、1平方メートル当たり2,752円となりまして、仮にこの単価で残る7万6,394平米を売却した場合には、2億1,023万6,000円となります。それと累積赤字額の比較でいけば、4,075万円が赤字として残るという計算になります。

失礼しました、30年度の見込みです、これは先ほど田島委員の御質問にお答えしましたが、現在、3件のお問い合わせを受けておりまして、新年度において御購入いただけるように取り組みたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

3,500円で売れば黒字になるけれども、大量に購入の場合は割引というようなことになれば赤字になると。しかし、私自身、この能取漁港については、昔、市長選挙の最大の目玉、争点というふうになって、市長選で3回戦った経験がある中で、とにかく4年ごとにものすごい金額で赤字が

膨れ上がるということで、大体年間2億円から3億円膨れ上がるという状況でありまして、そういうことを今思い出してみると、よくここまで市民の力を借りて改善してきたといえますか、そして土地が運よく売れてきたというふうに思います。

それで、この能取漁港整備特別会計の関係で、若干、古い人間として申し上げたいのは、議論の中で、能取湖の湖口を開いたことで、漁業者、そして農家の皆さんの春先の水没といえますか、そういった水に浸かるということである問題があって、それが解消されたということで、悪いことだけではないという意見がありますけれども、それはそのとおりです。これは能取漁港をつくる上での一つの課題として湖口を開くというのがありましたから、それはそれとして間違いないのですが、能取漁港ができる経緯をたどってみますと、昭和44年1月に第4種能取漁港の指定を受けます。45年8月に起工式。当時は漁業は大変盛んに行われておりました。

しかしながら、昭和52年に領海12海里、200海里の漁業専管水域が設定されて、北洋海域からの漁業は撤退になり、漁業を取り巻く状況というのは大転換、一変されたということになります。この時点で能取漁港の展望というものは失ったと私たちは考えて、見直しを迫っていました。日本共産党はその前から、能取漁港をつくっても、結局、水産加工業者は資金がなくて、能取漁港そのものに移転することができない、このように強く言っているということで、そのための開発行為はやはり中止すべきだというふうに求めておりました。

昭和49年の単年度収支を見ると、1,196万円の赤字。2年後の昭和51年は8,893万円ということから、ここで背後地の造成などの開発行為を中断していたら全く違う状況があったらろうと、こんなふうに思います。しかし、当時、日本共産党以外の政党や議員は推進を主張して、港の背後地の開発を続けた。そのため、平成10年には56億4,967万円まで赤字が膨れ上がってしまった。これが能取漁港の歴史であります。

私は当時、能取漁港整備特別会計の委員をやっていました。こういって資料が出されて、大変詳しくこれに載っておりました。やはりこの歴史を振り返ってみると、大変な特別会計だなというふうに実感しているところです。

次に移ってまいります。

国民健康保険特別会計についてです。

国は平成30年度予算で、新国保制度に要する医療給付費などの総額を11兆1,800億円と見込み、国の助成費として2.4%減の3兆4,666億円を計上しました。国保が都道府県化に移行されますが、市町村の仕事の基本は大きく変わらないとは思いますが、どのようなところが変わるのか、できるだけわかりやすく説明していただきたいと思えます。

○江口優一戸籍保険課長 現在、市町村が保険者となって運営している国民健康保険は市町村単位のため、被保険者数が少ない小規模保険者が多く、また、被保険者の所得水準が低い、所得に対する保険料負担が重いなどの構造的課題を抱えています。

そのような中、将来にわたって持続可能な社会保障制度を確立させることを目的として、平成27年5月の国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立により、平成30年度から都道府県が国保運営の中心的な役割を担い、市町村と協力しながら国保制度を安定化していくこととなっております。

平成30年度以降の変更点としましては、北海道が財政運営の主体となることで、道内全体の国保医療給付費を推計し、市町村ごとの被保険者数、所得水準や医療費水準に応じて国民健康保険事業費納付金と標準保険料率等を算定します。市町村は、その納付金を北海道に納付するため、所得割や資産割の保険料率や、個人ごと、世帯ごとの平等割、均等割額を標準保険料率等を参考にして、国民健康保険事業の運営に関する協議会において協議した結果を受け、その年の保険料率を決定します。なお、窓口での対応、納入通知書の送付や保険料の徴収、保険証の更新などは今までどおり市町村が行うこととなっております。

○松浦敏司委員 丁寧な説明をいただきました。

そこで、これまで多くの市町村は一般会計からの法定外繰り入れをして、保険料の引き下げ、あるいは維持をするということでやってきました。ただ今回、国は、この法定外繰り入れについてはできるだけしないように指導しているとも聞いておりますが、状況について伺いたいと思えます。

○江口優一戸籍保険課長 今回の都道府県化の目的の一つとして、国民健康保険特別会計の赤字解消が上げられており、国が行う財政支援の要件とされているところです。一般に言われる一般会計

からの法定外繰り入れのうち、赤字補填目的とされる繰り入れや繰上充当のある市町村は、赤字解消計画を策定し、随時解消していくよう国及び道から指導があったところです。

当市の平成28年度実績での法定外繰り入れ4,812万7,000円のうち、出産育児一時金42万円の3分の1、葬祭費、レセプト審査支払い手数料を合わせた1,345万9,000円が赤字補填目的の繰り入れと見なされたことから、平成30年度予算には計上しておりません。なお、赤字補填目的の解消を考慮しても、30年度の保険料は下がるものと試算しており、単年度での全額削減の予算編成としたところです。

○松浦敏司委員 網走市の状況はわかったのですが、ただ国が法定外繰り入れについて、市町村に対して、網走のようにできないところもありますよね。それは強制的にだめだというふうにはなっていないのではないかと思います。数年以内の中で解消するよというふうには指導しているのかなというふうには私は受けとっているのですが、その辺はどんなふうになるのでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 国のほうでは、確かに複数年で解消してくださいというふうになっておりますけれども、当市の場合ですと、先ほど言いましたように、平成28年度で1,300万円ほどの赤字補填ということで、これを30年度で全部解消しても、まだ保険料は下げることが可能というふうには判断しておりまして、今回、30年度からは全額削減という形で予算編成しております。

○松浦敏司委員 それはよくわかりました。

次に、保険料の賦課限度額が4万円上がるというふうにも聞いておりますが、どのように影響が出るのかよくわからないのですが、その辺をわかるように説明いただきたいと思っております。

○江口優一戸籍保険課長 国民健康保険料の法定課税限度額は、現在の合計89万円から、30年度から医療分を4万円引き上げして、総額93万円になることが国で決められております。当市では、低所得者層、中間所得者層の負担を軽減する目的で、平成17年度から法定限度額と同額になるよう条例改正をしており、30年度につきましても、5月に開催予定の国民健康保険事業の運営に関する協議会に、平成29年度決算状況、平成30年度の所得確定状況などをお示しした上で御審議いただき、その結果をもって条例改正案を提出したいと考えて

おります。

なお、限度額となる世帯の所得につきましては、厚生労働省が平成27年度全国平均保険料で試算した結果では、網走の4方式で所得が854万円以上になると見込まれております。

また、当市でおおむね限度額に達するのが400世帯該当するものと考えており、4万円引き上げされたとなると、引き上げの影響で1,600万円ほどが保険料としてふえるものと見込んでおります。

○松浦敏司委員 意外と所得の高い方だなというふうには思って、世帯数も400世帯ということではありますが、ただ、いずれにしても、この国民健康保険というのは高い保険だということでもあります。

次に、都道府県が財政運営の責任主体に加わる初年度で初めての予算編成となりますが、新たに1,700億円の国費が投入されるというふうには伺っておりますが、この内容についてどういうものなのか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 平成30年度からの都道府県化に伴い、国が行う財政支援につきましては、27年度から低所得者対策の強化として約1,700億円規模で実施されており、30年度からは、当初、さらに保険者努力支援制度等に1,700億円拡充され、合計3,400億円で実施される予定でありましたが、現在では政策等の変更により若干変わっているところです。なお、3,400億円の財政支援が行われた場合、1人当たり1万円の財政改善効果があると見込まれております。

○松浦敏司委員 わかりました。

いずれにしても、網走市民にとっては、若干安くなるということなのだろうというふうには受けとめました。

次に、収納率、滞納状況、差し押さえの状況について伺います。

○江口優一戸籍保険課長 過去3年間の収納率の推移でございますが、平成26年度の現年度では93.50%、滞納繰越分は22.12%、合計84.44%、平成27年度は現年度で93.41%、滞納繰越は21.61%、合計83.88%、平成28年度の現年度では94.56%、滞納繰越では20.07%、合計84.61%となっております。

滞納者の状況ですが、平成28年度においては、滞納世帯は665世帯となっており、総世帯数の10.39%となっております。また、所得が150万円以下の世帯が665世帯のうち410世帯で、全体の

61.7%を占め、所得が300万円以下となりますと581世帯で、全体の87.4%を占めている状況になります。

続きまして、差し押さえの件数ですが、平成26年度では124件、平成27年度では102件、平成28年度は151件の差し押さえを行っております。28年度の主な内訳としましては、預貯金が101件、自動車税還付金が4件、国税還付金が28件となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、差し押さえの関係でいうと、基本的には預貯金、あるいは税というふうになりましたけれども、これで基本的に解決をしたというふうにはならない、若干、収納率が九十何%ですから、差し押さえをしたけれども、それ以外にも滞納者はいるということなのだろうと思うのですが、その辺をもう少しわかりやすく伺います。

○江口優一戸籍保険課長 差し押さえを行った場合の債権額ということになりますと、預貯金では先ほど101件行ったとありますけれども、国保料が大体2,029万円ぐらい滞納されていた方が74件納入されており、納入額は565万円というふうになっております。また、国税還付金は28件行っておりますけれども、これも国保料の滞納額が1,612万円につきまして、そのうち6件が納入されており、納入額は118万7,000円となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

いずれにしても、大変なことにはなっていると、一部の人たちにとっては、なかなか払いたくても払えない状況があるのだろうというふうにも思います。そこについては丁寧な対応が必要だというふうに思います。

次に、健診助成事業として1,649万円の予算がありますが、この内容について伺います。

○江口優一戸籍保険課長 健診助成事業の内容でございますけれども、被保険者の人間ドックへの助成金、1人当たり2万3,000円に対して、予算額で255人分を見込んでおります。脳ドックへの助成金、こちらも単価1人当たり2万3,000円ですけれども、こちらは345人分を見込んでおり、合計1,380万円を人間ドックの助成として見込んでおります。また、ミニドックなどの各種がん検診への助成として、国保の方に対しては無料で受けられるということで、その助成という形で269

万2,000円を計上しております。

○松浦敏司委員 こういった形で助成しているのですけれども、この健診は上がっているのでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 今回、人間ドックでいきますと、26年度が244件、27年度は203件、28年度は215件と、年々ちょっと下がっている状況にあります。また、脳ドックにつきましても、26年度が338件、27年度が341件、平成28年度は313件と、こちらのほうもちょっと年によってばらつきはありますけれども、余り急激な増加というのは特にない状況にあります。

○松浦敏司委員 なかなか個人事業主や国保に加入している人たちというのは、なかなか時間がとれないというのがありますので、この部分では相当工夫しないと健診に行けないということでありますので、その辺でも今後、工夫を求めていきたいというふうに思います。

次に、特定健診の受診率はどうなっているのか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 特定健診受診率でございますが、平成26年度では22.8%、平成27年度では26.2%と、前年度より3.4ポイントアップしましたが、平成28年度は25.4%と、0.8ポイント下がっております。なお、北海道平均の受診率は、平成28年度で27.6%となっております。

○松浦敏司委員 いずれにしても、まだまだ受診率が低いということで、全道平均よりも低いということですので、この点でももっと努力が求められているかなというふうに思います。

国保の最後ですが、滞納者に対する短期証、資格証、そして差し押さえの状況について伺います。

○江口優一戸籍保険課長 国保の短期証と資格証の発行状況でございますが、3カ月の短期証の交付状況につきましては、平成28年3月1日現在で388世帯、平成29年3月1日現在で385世帯、平成30年3月1日現在で330世帯となっております。資格証につきましては、平成28年3月1日現在で37世帯、平成29年3月1日現在で28世帯、平成30年3月1日現在で28世帯となっております。差し押さえにつきましては、先ほど件数のほうを報告させていただきましたので、割愛させていただきます。

○松浦敏司委員 これは大きくは変わっていないのだけれども、最終的には28世帯ということですか

けれども、滞納している人というのはほとんどかわっていないとか、人がかわっていないとか、一定程度はかわっているのかもしれないけれども、相変わらず滞納というのが続いているという人が多いのかなというふうに思うのですが、その辺はわかりませんか。

○江口優一戸籍保険課長 滞納者の誰がという特定のことまでは、ちょっと私のほうでは把握はしておりませんが、同じ方もいらっしゃるのかなというふうには考えております。

○松浦敏司委員 それほど大きく変わらないのだろうなというふうに私も思っていて、あえて聞いたのですが、とにかく資格証などは、やはり命にかかわるような状況がありますので、この辺での発行というのもしっかりと慎重でなければならないなというふうに思います。

次に、後期高齢者医療特別会計について伺います。

まず最初に、後期高齢者制度というのは2年に1度、保険料の見直しがなされます。平成30年度の保険料はどのようになる見通しなのか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 後期高齢者医療の保険料額の算定につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で2年ごとに料率の改定を行っており、平成30年度は30年、31年の2年分の保険料率となります。このたび示された平成30年度、31年度の料率等について、所得割は前年度10.51%から0.08ポイント増の10.59%、1人当たりの均等割額は前年度4万9,809円から396円増の5万205円、0.8%増となっております。なお、軽減後の1人当たりの保険料は、前年度6万4,241円から1,414円増の6万5,655円となり、2.2%の増となると見込まれております。

○松浦敏司委員 わかりました。

75歳以上の後期高齢者からこういう大変大きな保険料がとられる、納めなければならないというのは大変だなと思いますが、保険料の賦課限度額を超える対象となる所得は、幾らぐらいあると限度額を超えるのか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 後期高齢者の保険料の限度額につきましては、平成29年度の当初賦課時における限度額は57万円で、限度額を超える方は60人と見込んでおります。なお、30年度、31年度は限度額が5万円引き上げられて62万円になり、厚生労働省が27年度全国平均料率で試算した結果

では、年金所得で665万円以上と見込まれております。なお、当市の30年度の見込み数につきましても同数程度か、やや減るものと考えております。

○松浦敏司委員 相当な収入がある人はこれだけ納めなければならないということだろうと思いません。

次に、保険料の軽減について、9割、8.5割、5割、2割の軽減策がありますが、それぞれについて伺います。

○江口優一戸籍保険課長 平成30年度のそれぞれの軽減の見込み数ですけれども、これも5月以降になって所得が判明しませんが正確な人数は把握できませんけれども、後期高齢者の30年度の人数を2.8%ほどふえると見込んでおり、9割軽減では1,100人程度、8.5割軽減も同じく1,100人程度、5割軽減は670人、2割軽減は550人ぐらいと推測しております。

○松浦敏司委員 相当の人数がいるということだろうと思いません。

いずれにしても、収入が相当少ない人たちがかなりいるというあらわれだろうと思いません。

次に、特定健診についてであります。

どのような状況なのか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 後期高齢者の健康診査の受診率でございますが、平成26年度では12.16%、平成27年度は14.76%と過去最高でしたが、平成28年度は13.67%と約1%下がり、全道平均の13.74%をも下回っております。なお、平成29年度につきましては、平成30年1月末現在で11.8%となっております、前年度と比べまして若干高くなっております。

○松浦敏司委員 いずれにしても、相変わらず特定健診については低いということです。当初、特定健診について、できないような報道もありまして、余計影響しているのかと思うのですが、やはり後期高齢者であれば、とりわけ特定健診をしっかり受けて予防する、早期発見をするということが大事だろうと思うので、これは引き続き努力をしていただいて、平成30年の今の状況というのはこれまでより若干多いということですが、引き続き努力をしていただいて、高い健診率にしていただきたいと思いません。

次に、短期証、資格証は多分ないと思いますが、それから差し押さえの状況について伺います。

○江口優一戸籍保険課長 後期高齢者の資格証に

つきましては、委員のおっしゃるとおり発行はしておりません。6カ月の短期証につきましては、平成27年4月1日で15件、平成28年4月1日で17件、平成29年4月1日現在で19件となっております。なお、直近の平成30年3月1日現在では20件となっております。次に、差し押さえにつきましては、平成26年度で6件、平成27年度で4件、平成28年度は6件行っており、平成28年度の内訳につきましては、預貯金が4件、国税還付金が2件となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

いずれにしても、この後期高齢者医療制度というのは、75歳以上の高齢者だけを囲い込んで差別的な医療をするという、世界でもまれな制度だというふうに言われていて、一度は廃止するという事になったわけですがけれども、廃止にならず、いまだにこの制度が続いているという状況であって、非常に問題も多いというふうにも感じているところです。

次に、介護保険について伺います。

2018年度の介護報酬改定は、事業収支差率の大幅減少などを反映して0.54%のプラス改定となりました。しかし前回、実質4.48%という大幅な引き下げが実施され、老人福祉介護事業の倒産は2017年が111件で過去最高となりました。今回の改正は、事業所の窮状を打開するにはほど遠い状況だというふうに思っております。

そこで、まず伺いますけれども、ことしは第7期の介護保険の計画の策定ができ上がる予定であります。今のところこの作業は順調に進んでいるというふうに捉えてよろしいか伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 第7期計画でございますけれども、策定に当たりましては、保健、医療、福祉関係団体等と被保険者代表1名を含めた18名による計画策定委員会を設置いたしまして、昨年4月27日の第1回以降、全4回の策定委員会を開催し、過日、意見書を受理したところであります。現在、印刷製本に向けた事務を進めているところでございます。

○松浦敏司委員 この介護保険についても他の委員が質問しておりますので、重複しないようにしていきたいというふうに思いますが、保険料が引き上げになるということでもあります。それで、北見市などでは6,000円を超えているということで、先ほど来、保険料が網走も5,298円というふうな

ことになって相当高くなってきたというふうに思うのですが、先ほどの議論の中で、基金がなくなるというようなお話でしたけれども、そもそもこの基金というのはどういうふうな形で結果として基金が生まれるのか、あるいは、この間の基金は3年前にも基金を1億円繰り入れて、そして今回も1億1,000万円ほど入れるというふうになっていますが、その辺について、もうちょっとわかりやすく伺いたいのですが。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護保険事業基金につきましては、3年ごとに計画を策定して保険料を決めるわけですが、予定していたよりもサービス量が落ちますと、その分剰余金が出ますので、その剰余金を積んだものが介護保険事業基金ということになります。

○松浦敏司委員 そうですね。それしか出どころがないのです。そういう意味では、介護認定を受けた人が、皆さん満度にサービスを受ければ、それはこういう基金は生まれないというふうになるのだらうと思います。

いずれにしても、この制度というのは、やっぱり国の責任は重いと思うのです。北見が何で保険料が6,000円までいくかといったら、やっぱりそういった施設をつくらざるを得ない、どうしても期待に応じてつくらざるを得ないからつくる、そうすると保険料にはね返る網走市も努力をしてつくる、しかし、その結果として少しずつ保険料は上がってくるのです。

これは全くおかしな話で、以前も議論したことがあるのですがけれども、本来、努力をして高齢者のためのさまざまなグループホームを含めて、特養なども含めて、そういった施設をつくれれば、本来、よく頑張っているということで、国が御褒美をくれるならまだわかるのですよ。結果としてはペナルティですよ。つくったから、国はつくったことに対して何もしないから、つくって努力すればするほど、それが保険料にはね返る仕組みになっていますから、非常にこれは私は腹立たしい思いをしております。

だから、もっと国は責任を持ってお金を出すべきだと思うのです。例えば、施設をつくったら、その施設の建物の8割、9割は国が持ちますと、残りは地元でやってくださいというふうにすれば、全く違う形になってくるのだらうと思うし、安心して高齢者の皆さんも介護サービスを受ける、こ

うということになるのだろうというふうに思います。

次に移りますが、歳入の中で、地域支援事業交付金として3,254万1,000円、前年度より1,117万3,000円の増額となっているのですが、この要因について伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴いまして、介護認定の更新にあわせて段階的に移行していた要支援1、2の方が利用する介護予防訪問介護サービスと介護予防通所介護サービスの全てが地域支援事業に移行するため、事業費の増というように歳入もふえております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、次に、これも国が関係するのですが、財政指針というのがありまして、そこでは要介護の1と2と認定されている人の在宅サービスを給付から外すべきだというふうに言っています。市町村の地域支援事業にこれを移行するというようなことを要求しているようではありますが、この要介護1、2まで外してしまうと、これは大変なことになるのだろうと私は思うのですが、網走市としては、もしそうなったと仮定した場合、どんな影響が出るのか、どれぐらいの影響が出るのか伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護保険、要介護者1、2を在宅サービスから外し、市町村が実施する地域支援事業に移行するといった情報がありまして、社会保障審議会などでも協議をされてきたところでございますけれども、第7期計画期間内における移行は今のところないというふうに考えております。移行した場合は、やはり地域支援事業費が増大します。地域支援事業というのは上限額が決められておりますので、上限額を超えたものは全て市の負担になりますので、やはり財政的な負担増、こういったことが懸念されるところでございます。

また、利用者がサービスを受けられない、また、サービスに低下が生じるといったことはあってはならないので、やはり地域支援事業の中で高齢者支援サービスを創設していかなければならない、こういった作業も出てくるというふうに考えております。

○松浦敏司委員 いずれにしても大変なことで、6割を超える人たちに影響が出るだろうというふうに言われています。

そして、もっと大変なのは、一番大事な事業なのです。要支援1、2もそうだし、要介護1、2、いわゆる軽度のうちにどうサービスを提供し、その人たちに訓練などをすることによって介護度が進まない、そういうふうにしなければならない一番大事な根幹の部分だというふうに私は思うので、ここがおろそかになると、結果として3、4、5というふうにどんどん進んでいってしまう。

こういうことから、やはり財政指針で言われているような、こういった要介護1、2の人まで給付から外すようなことは絶対にしてはならないと、こんなふうに強く思いますし、そのことは地方の行政としても国にそのことを求めていってほしいというふうに思います。

介護の最後の質問にしますが、今期の3割負担、あるいは2割負担について、どれぐらいいるのか伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 サービス利用に伴う自己負担の関係でございますけれども、まだ今年度の確定申告等々が固まっていないので、昨年との状況、平成27年の収入で試算しますと、事業対象者を含む要介護認定者のうち3.7%に当たる74人が2割負担、2.8%に当たる56人が3割負担の対象となるものであります。

○松浦敏司委員 これは例えば収入でいうと、現役並みというふうに言われていますけれども、3割負担だとどのぐらいの収入になるのか、あるいは2割負担だとどれぐらいの収入、おおよそいのですが伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 単身での収入になりますけれども、3割負担の方は年金収入で340万円以上、2割負担の方は年金収入で280万円以上となります。

○松浦敏司委員 わかりました。

いずれにしても、年々大変になってくるということでもあります。

最後に、水道事業会計について伺います。

予算書の13ページに工事請負費として1億3,500万円計上されておりまして、配水管布設2,959万2,000円。配水管布設がえとして1億545万1,000円とありますが、事業の内容について伺います。

○吉田憲弘上水道課長 工事請負費のうち、配水管布設の事業費2,959万2,000円ですが、配水管の新設整備を4地区において延長860メートルの整

備を行います。次に、配水管布設がえの事業費1億545万1,000円ですが、漏水対策として2地区において延長296メートルの整備と、道路改良とあわせて老朽化した配水管の布設がえを行うことで費用の縮減が図れることから、7地区において延長602メートルの整備を行います。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、固定資産購入費ということで、土地取得100万円、これは前年度と同額であります。機械及び装置81万円、車両運搬具購入150万円、工具・機具及び備品というのが91万8,000円とありますが、この内容についても伺います。

○吉田憲弘上水道課長 固定資産購入費のうち、土地取得についてですが、管の布設は公道の埋設を基本としておりますけれども、線形的にどうしても民地等に埋設せざるを得ない場合、その必要用地を取得するための経費を計上しております。機械及び装置については、漏水探知機1台の購入費です。車両運搬具購入費については、老朽化した事務用車両の更新費用となっております。工具・機具及び備品については、漏水補修用資材と組み立て式給水タンク、1トンタイプの1基の購入費となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

先ほど来、料金については今のところ引き上げる状況ではない、現状維持をしていくということですが、今後の問題として、実は水道料金というのも低所得者の人にとっては非常に負担が重いのですよね。幾ら収入が低くても基本料というのが決まっていますから、そういう意味では、消費税と一緒にしたら語弊がありますが、それに似たような形で、使おうと使うまいと一定の金額は、基本料は払わなければならない。こういう点で、今、いろいろな地域では、収入に応じて減免制度というのをやっているところもあります。北見市では今、20%引き上げということで、大きな問題になっておりますけれども、そういった減免制度をつくるということについてはどのようなお考えか伺います。

○野呂俊広営業経営課長 低所得者の方々への減免の考えでございますけれども、水道事業は御存じのとおり独立採算の原則がございます。また、地方公営企業法の適用におきましても、水道料金は公正妥当なものでなければならないと規定されていますことから、これらの特定の方々に対して

割引や減免措置を行うということは、他の方々の世帯に料金を転嫁するということになりますから、公正公平性の観点から、現時点では講じる考えはないというふうに考えているところでございます。

○松浦敏司委員 それはそれとしてわからないわけではないのですが、公平性という点でいえば、収入の低い人にはそれなりのやはり料金があつてしかるべきだと思うので、それはそれとして、今後の課題として受けとめていただきたいと思いますというふうに思います。

終わります。

○金兵智則委員長 以上で、本日の日程であります特別会計、企業会計並びに関連議案1件の細部質疑を終了しました。

本日は、これで散会といたします。

再開は、明日午前10時としますから、御参集願います。

お疲れさまでした。

午後2時21分 散会